

佐賀大学医学部収容定員変更に係る設置計画書

令和4年9月12日

高等教育局長 殿

国立大学法人佐賀大学長
兒 玉 浩 明

このたび、佐賀大学医学部の収容定員を変更したいので、別紙書類を添えて提出します。なお、変更の上は、確実に提出した計画を履行します。

(注) 「職名及び氏名」の欄に押印は不要です。

基本計画書

基 本 計 画																																													
事 項		記 入 欄						備 考																																					
計 画 の 区 分		大学の収容定員に係る学則変更																																											
フ リ ガ ナ 設 置 者		コクリツダ`イ`クホジ`ン` サガ`ダイ`イ`ク 国立大学法人 佐 賀 大 学																																											
フ リ ガ ナ 大 学 の 名 称		サガ`ダイ`イ`ク 佐賀大学（Saga University）																																											
大 学 本 部 の 位 置		佐賀県佐賀市本庄町1番地																																											
大 学 の 目 的		国際的視野を有し、豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに、高度の学術的研究を行い、さらに、地域の知的拠点として、地域及び諸外国との文化、健康、社会、科学技術に関する連携交流を通して学術的、文化的貢献を果たすことにより、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。																																											
新 設 学 部 等 の 目 的		佐賀県においては、地域間・診療科間で医師の偏在が指摘される状況が継続して生じている。このような状況の下で、地域医師確保の観点から、令和5年度の医学部医学科の入学定員5名を増員する。																																											
新設学部等の概要	新 設 学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定 員	収容 定員	学位又は 称号	開設時期及び開設年次	所 在 地	医学部医学科の 今回の5名の入学 定員の増員 は、令和5年度 のみの臨時定員 増である。 また、医学部医 学科の令和4年 度における収容 定員は627名 である。 <table><tr><th>(人)</th><th>入学 定員</th><th>編入学 定員</th><th>収容 定員</th></tr><tr><td>令和4年度</td><td>103</td><td>0</td><td>627</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>103</td><td>0</td><td>624</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>98</td><td>0</td><td>618</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>98</td><td>0</td><td>608</td></tr><tr><td>令和8年度</td><td>98</td><td>0</td><td>603</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>98</td><td>0</td><td>598</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>98</td><td>0</td><td>593</td></tr><tr><td>令和11年度</td><td>98</td><td>0</td><td>588</td></tr></table>	(人)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和4年度	103	0	627	令和5年度	103	0	624	令和6年度	98	0	618	令和7年度	98	0	608	令和8年度	98	0	603	令和9年度	98	0	598	令和10年度	98	0	593	令和11年度	98	0	588
	(人)	入学 定員	編入学 定員	収容 定員																																									
	令和4年度	103	0	627																																									
	令和5年度	103	0	624																																									
	令和6年度	98	0	618																																									
	令和7年度	98	0	608																																									
	令和8年度	98	0	603																																									
	令和9年度	98	0	598																																									
	令和10年度	98	0	593																																									
	令和11年度	98	0	588																																									
教育学部 学校教育課程	年	人	年次 人	人		年 月 第 年次	佐賀県佐賀市本庄町1 番地 同上 同上 同上 佐賀県佐賀市鍋島5丁 目1番1号 同上																																						
芸術地域デザイン学部 芸術地域デザイン学科	4	120	-	480	学士（学校教育）	平成28年4月 第1年次																																							
経済学部 経済学科 経営学科 経済法学科	4	110	3年次 5	450	学士（芸術） 学士（地域デザイン）	平成28年4月 第1年次																																							
医学部 医学科 看護学科	4	110 80 70	-	440 320 280	学士（経済学） 学士（経済学） 学士（経済学）	平成25年4月 第1年次																																							
理工学部 理工学科	6	103 (98)	-	593 (588)	学士（医学）	令和5年4月 第1年次																																							
農学部 生物資源科学科	4	60	-	240	学士（看護学）	平成16年4月 第1年次																																							
計	4	480	3年次 15	1,950	学士（理学） 学士（工学）	平成31年4月 第1年次																																							
	4	145		580	学士（農学）	平成31年4月 第1年次																																							
		1,278 (1,273)	3年次 20	5,333 (5,328)																																									

教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計				
	事 務 職 員		251 人 (251)		356 人 (356)		607 人 (607)				
	技 術 職 員		62 (62)		102 (102)		164 (164)				
	図 書 館 専 門 職 員		7 (7)		12 (12)		19 (19)				
	そ の 他 の 職 員		794 (794)		278 (278)		1,072 (1,072)				
	計		1,114 (1,114)		748 (748)		1,862 (1,862)				
校 地 等	区 分		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計				
	校 舎 敷 地		315,647 m ²	0 m ²	0 m ²		315,647 m ²				
	運 動 場 用 地		99,907 m ²	0 m ²	0 m ²		99,907 m ²				
	小 計		415,554 m ²	0 m ²	0 m ²		415,554 m ²				
	そ の 他		415,307 m ²	0 m ²	0 m ²		415,307 m ²				
	合 計		830,861 m ²	0 m ²	0 m ²		830,861 m ²				
校 舎			専 用	共 用	共用する他の学校等の専用		計		※大学全体		
			149,241 m ²	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)		149,241 m ²				
教室等	講義室		演習室	実験実習室	情報処理学習施設		語学学習施設		※大学全体		
	84 室		132 室	487 室	7 室 (補助職員 一人)		2 室 (補助職員 一人)				
専 任 教 員 研 究 室			新設学部等の名称			室 数					
			大学全体			504 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での共用分を含む		
	大学全体		679,790 [206,908]	11,884 [4,097]	6,245 [4,655]	1,530	12,985	368			
			(679,790 [206,908])	(11,884 [4,097])	(6,245 [4,655])	(1,530)	(9,290)	(368)			
	計		679,790 [206,908]	11,884 [4,097]	6,245 [4,655]	1,530	12,985	368			
			(679,790 [206,908])	(11,884 [4,097])	(6,245 [4,655])	(1,530)	(9,290)	(368)			
	図書館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数			大学全体	
7,433 m ²			823		580,861						
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要							
		2,558 m ²		陸上競技場，野球場，テニスコート，弓道場，プール							
経 費 の 見 積 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	国費（運営費交付金）による	
		教員1人当り研究費等		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
		共 同 研 究 費 等		－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円		
		図 書 購 入 費	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
		設 備 購 入 費	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円	－千円			
	学生1人当り納付金	第1年次		第2年次	第3年次		第4年次		第5年次		第6年次
		－千円		－千円	－千円		－千円		－千円		
	学生納付金以外の維持方法の概要				－						

既設大学等の状況	大 学 の 名 称	佐賀大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又は 称号	定 員 超過率	開設 年度	所 在 地
	教育学部	年	人	年次 人	人				
	学校教育課程	4	120	—	480	学士（学校教育）	1.03	平成28	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	芸術地域デザイン学部								
	芸術地域デザイン学科	4	110	3年次 5	450	学士（芸術） 学士（地域デザイン）	1.02	平成28	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	経済学部	4	260	—	1040				
	経済学科	4	110	—	440	学士（経済学）	1.02	平成25	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	経営学科	4	80	—	320	学士（経済学）	1.04	平成25	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	経済法学科	4	70	—	280	学士（経済学）	1.02	平成25	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	医学部								
	医学科	6	103	—	627	学士（医学）	0.99	令和5	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1
	看護学科	4	60	—	240	学士（看護学）	1.00	平成16	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1
	理工学部								
	理工学科	4	480	3年次 15	1950	学士（理学） 学士（工学）	1.04	平成31	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	農学部								
	生物資源科学科	4	145	—	580	学士（農学）	1.02	平成31	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	学校教育学研究科（専門職学位課程）								
	教育実践探究専攻	2	20	—	40	教職修士（専門職）	1.00	平成28	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	地域デザイン研究科（修士課程）								
	地域デザイン専攻	2	20	—	40	修士（地域デザイン）	0.95	平成28	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	医学系研究科（博士課程）								
	医科学専攻	4	25	—	100	博士（医学）	0.60	平成20	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1
	先進健康科学研究科（修士課程）								
	先進健康科学専攻	2	52	—	104	修士（医科学） 修士（看護学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（農学）	1.02	平成31	佐賀県佐賀市鍋島5-1-1
	理工学研究科（博士前期課程）								
	理工学専攻	2	167	—	334	修士（理学） 修士（工学）	1.01	平成31	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	理工学研究科（博士後期課程）								
	理工学専攻	3	20	—	60	博士（理学） 博士（工学）	0.67	令和3	佐賀県佐賀市本庄町1番地
	農学研究科（修士課程）								
	生物資源科学専攻	2	32	—	64	修士（農学）	1.13	平成31	佐賀県佐賀市本庄町1番地

	名 称：アドミッションセンター 目的：入学者選抜，入試広報，高大接続等に関する企画，立案等の業務を行うとともに，学部及び研究科で実施する入学者選抜を専門的立場から支援し，本学の教育研究の充実発展に寄与することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成19年10月 規模等：土地 - m² 建物 53 m²	
	名 称：キャリアセンター 目的：キャリア教育の調査研究及び就職支援に係る業務を行うことにより，本学の就職支援の充実発展に寄与することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成19年10月 規模等：土地 - m² 建物 132 m²	
	名 称：国際交流推進センター 目的：部局及び地域社会と連携し一体となって，海外の教育研究機関との国際交流の進展に寄与することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成23年10月 規模等：土地 - m² 建物 318 m²	
	名 称：学生支援室 目的：学生支援の推進を目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成16年4月 規模等：土地 - m² 建物 96 m²	
	名 称：ダイバーシティ推進室 目的：本法人のダイバーシティの推進を目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成29年5月 規模等：土地 - m² 建物 25 m²	
	名 称：リージョナルイノベーションセンター 目的：本法人の学術を振興し，知的財産の創出及び活用を図ることにより，産学地域連携を推進するとともに，イノベーションを創出する中核的拠点として，本学の研究及び社会連携の機能を強化し，地域産業の発展，地域人材の育成及び地域社会に寄与することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成29年10月 規模等：土地 - m² 建物 212 m²	

	名 称：全学教育機構 目 的：本学の共通教育，国際教育及び高等教育開発並びに本学の教育における情報通信技術の活用支援を総合的に行うことにより，「佐賀大学学士力」に基づく学士課程教育の質保証等に資することを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設 置 年 月：平成23年4月 規 模 等：土地 - m² 建物 9,205 m²	
	名 称：附属図書館 目 的：教育，研究及び社会貢献等の諸活動を支援するため，必要な図書，雑誌等の資料はじめ学術情報を収集し，整理，作成，保存して提供することを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設 置 年 月：平成元年4月 規 模 等：土地 - m² 建物 7,433 m²	
	名 称：美術館 目 的：本学の目的，使命にのっとり，本学の教育，研究，社会貢献等の諸活動を支援するため，必要な芸術資料等を収集，保存，管理及び調査し，並びに展示公開することを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設 置 年 月：平成25年6月 規 模 等：土地 - m² 建物 1,473 m²	
	名 称：保健管理センター 目 的：本学の保健管理に関する専門的業務を行うことを目的とする 所 在 地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設 置 年 月：昭和45年4月 規 模 等：土地 - m² 建物 673 m²	
	名 称：海洋エネルギー研究所 目 的：共同利用・共同研究拠点として，海洋エネルギーとその複合利用に関する研究を行い，かつ，全国の大学の教員その他の研究機関の研究者で，研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事するものの利用及び研究に供することを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市本庄町1番地，佐賀県伊万里市山代町久原字平尾1番48号 設 置 年 月：平成14年4月 規 模 等：土地 11,168 m² 建物 4,688 m²	
	名 称：総合分析実験センター 目 的：生物資源開発・機器分析・放射性同位元素利用・環境安全管理に関する体制を一元化し，各部門が有機的な連携を保ちつつ，教育・研究を効率的に推進するための拠点施設として，学際的・複合的な領域研究にも対応できる教育・研究支援体制の実現を目指すことを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設 置 年 月：平成14年4月 規 模 等：土地 - m² 建物 6,274 m²	
	名 称：総合情報基盤センター 目 的：本学の学術情報を支える基幹情報システムを統括するとともに，本学の共通的情報基盤の整備推進及び電子図書館機能の充実並びに事務情報化の推進を図ることを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設 置 年 月：平成18年2月 規 模 等：土地 - m² 建物 1,063 m²	

附属施設の概要	名称：シンクロトロン光応用研究センター 目的：本学の共同利用研究施設として、シンクロトロン光を応用して行う研究を推進し、その成果を公表することにより、本学の研究教育活動及び学術交流の活性化を図るとともに、地域社会における先端科学技術開発及び産学連携の振興に資することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成13年6月 規模等：土地 - m² 建物 385 m²	
	名称：地域学歴史文化研究センター 目的：地域（佐賀）の歴史文化の固有性と普遍性を探求することにより、本学の文系基礎学の発展・充実を図り、もって新たな学問体系としての地域の学を創造するとともに、広く地域社会に対し研究成果を提供することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成18年4月 規模等：土地 - m² 建物 133 m²	
	名称：教育学部附属幼稚園 目的：本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市水ヶ江1丁目4番45号 設置年月：昭和45年4月 規模等：土地 3,389m² 建物 744 m²	
	名称：教育学部附属小学校 目的：本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市城内2丁目17番3号 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地 17,426 m² 建物 5,624 m²	
	名称：教育学部附属中学校 目的：本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市城内1丁目14番4号 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地 22,394 m² 建物 6,379 m²	
	名称：教育学部附属特別支援学校 目的：本学部における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に関する研究に協力し、本学部の計画に従い、学生の実習の実施に当たるとともに、教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行うことを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町正里46番2号 設置年月：昭和53年4月 規模等：土地 19,915 m² 建物 3,677 m²	
	名称：教育学部附属教育実践総合センター 目的：附属学校（園）等、学内外の関係機関との連携のもとに、教育臨床、教育実践及び教職支援に関する理論的・実践的研究及び指導を行い、教育実践の向上に資することを目的とする。 所在地：佐賀県佐賀市本庄町1番地 設置年月：平成14年4月 規模等：土地 - m² 建物 442 m²	

	名 称：医学部附属病院 目 的：医学の教育及び研究に係る診療の場として機能するとともに、医療を通して医学の水準及び地域医療の向上に寄与することを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号 設 置 年 月：昭和56年4月 規 模 等：土地 101,740 m² 建物 72,074 m²	
	名 称：医学部附属地域医療科学教育研究センター 目 的：本学における教育研究の先導的組織として、地域医療機関、保健行政機関等との連携を基盤に、地域包括医療の高度化等に関する総合的、学際的な教育研究を行うとともに、関連する医学・看護学の課題に関して重点的に研究を発展させることを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号 設 置 年 月：平成15年4月 規 模 等：土地 - m² 建物 632 m²	
	名 称：医学部附属先端医学研究推進支援センター 目 的：本学部における医学研究活動をより一層推進するため、学際分野を含む医学研究の先端的・中心的な役割を担い、もって学内外への情報発信を行うとともに、本学部における教育研究の基盤となる高度な技術的支援とその研鑽を組織的に行うことにより、関連する医学・看護学の課題に関して重点的に研究を発展させることを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号 設 置 年 月：平成19年4月 規 模 等：土地 - m² 建物 38 m²	
	名 称：農学部附属アグリ創生教育研究センター 目 的：農学部の附属教育研究施設として、学内外の関係機関との連携のもとに、アグリ創生に関する教育及び研究を行い、農業・医療・環境修復等の地域社会ニーズに対応した学際的な国際化戦略の向上に資することを目的とする。 所 在 地：佐賀県佐賀市久保泉町下和泉1841番地、佐賀県唐津市松南町152番1号 設 置 年 月：平成24年10月 規 模 等：土地 180,840 m² 建物 4,021m²	
	名 称：神集島合宿研修所 目 的：本学学生の集団行動における訓練の場として、学生相互あるいは教職員との共同生活を通じて、学生の人間形成に資することを目的とする。 所 在 地：佐賀県唐津市神集島コウソ辻1430番地 設 置 年 月：昭和48年3月 規 模 等：土地 9,940 m² 建物 205 m²	

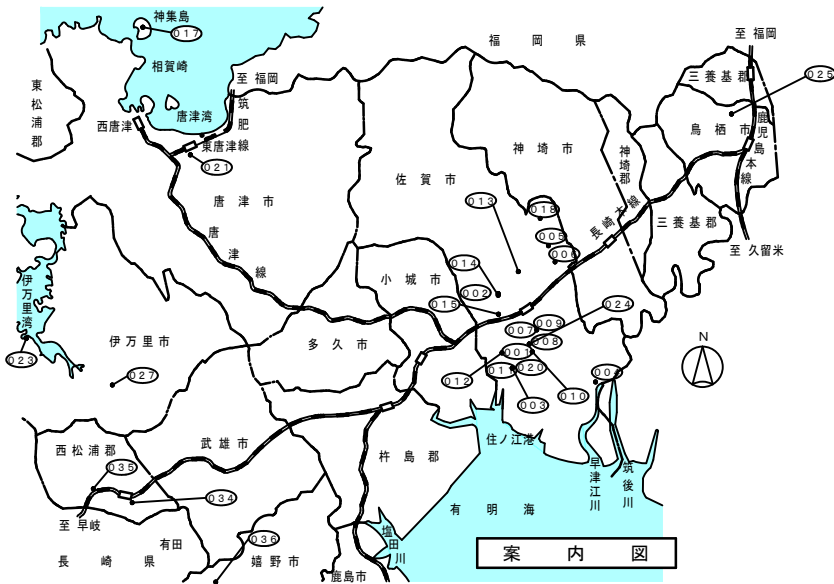
(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校 の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室等」，「専任教員研究室」，「図書・設備」，「図書館」，「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 6 空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

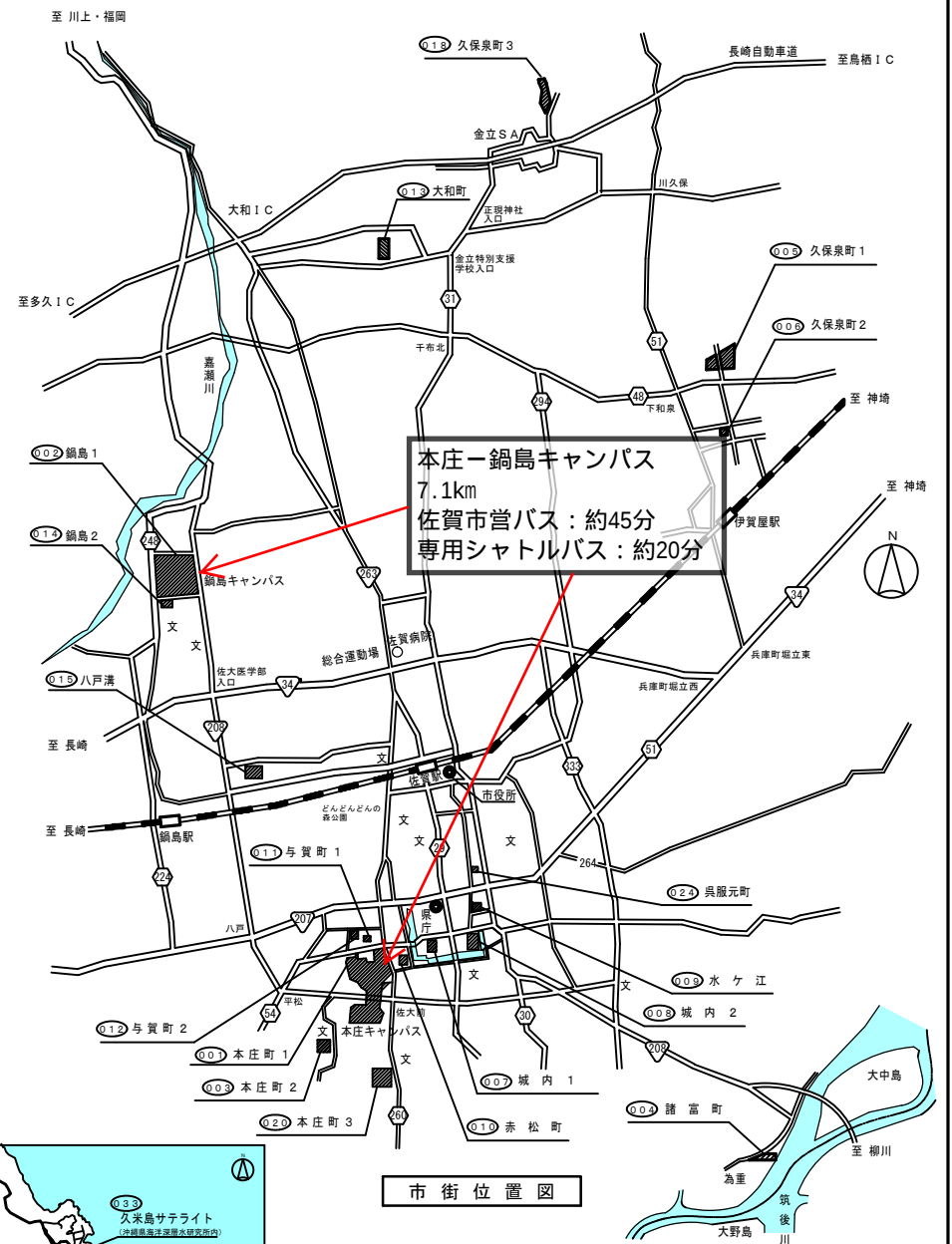
国立大学法人佐賀大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員		令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
佐賀大学					佐賀大学				
教育学部				→	教育学部				
学校教育課程	120		480		学校教育課程	120		480	
芸術地域デザイン学部				→	芸術地域デザイン学部				
芸術地域デザイン学科	110	^{3年次} 5	450		芸術地域デザイン学科	110	^{3年次} 5	450	
経済学部				→	経済学部				
経済学科	110	—	440		経済学科	110	—	440	
経営学科	80	—	320		経営学科	80	—	320	
経済法学科	70	—	280		経済法学科	70	—	280	
医学部				→	医学部				
医学科	98	—	588		医学科	<u>103</u>	—	<u>593</u>	定員変更(5)
看護学科	60	—	240		看護学科	60	—	240	
理工学部				→	理工学部				
理工学科	480	^{3年次} 15	1,950		理工学科	480	^{3年次} 15	1,950	
農学部				→	農学部				
生物資源学科	145	—	580		生物資源学科	145	—	580	
計	1,273	20	5,328		計	<u>1,278</u>	20	<u>5,333</u>	
佐賀大学大学院					佐賀大学大学院				
学校教育学研究科				→	学校教育学研究科				
教育実践探究専攻(P)	20	—	40		教育実践探究専攻(P)	20	—	40	
地域デザイン研究科				→	地域デザイン研究科				
地域デザイン専攻(M)	20	—	40		地域デザイン専攻(M)	20	—	40	
医学系研究科				→	医学系研究科				
医科学専攻(D)	25	—	100		医科学専攻(D)	25	—	100	
先進健康科学研究科				→	先進健康科学研究科				
先進健康科学専攻(M)	52	—	104		先進健康科学専攻(M)	52	—	104	
理工学研究科				→	理工学研究科				
理工学専攻(M)	167	—	334		理工学専攻(M)	167	—	334	
理工学専攻(D)	20	—	60		理工学専攻(D)	20	—	60	
農学研究科				→	農学研究科				
生物資源科学専攻(M)	32	—	64		生物資源科学専攻(M)	32	—	64	
計	336	—	742		計	336	—	742	

案内図



団地番号	団地名	所在地	学部等名
001	本庄町1	佐賀市本庄町1番地	法人本部、教育学部、芸術地域デザイン学部、経済学部、理工学部 農学部、全学教育機構、附属図書館、美術館、総合情報基盤センター 国際交流推進センター、リージョナル・イノベーションセンター 総合分析実験センター、保健管理センター 地域学歴史文化研究センター、海洋エネルギー研究所 附属教育実践総合センター、シンクロトン光応用研究センター
002	鍋島1	佐賀市鍋島5丁目1番1号	医学部（医学科）、医学部（看護学科）、医学部附属病院（本院） 総合分析実験センター、附属図書館（医学分館）、課外活動施設 附属地域医療科学研究センター、看護師宿舍、医学部宿舍
003	本庄町2	佐賀市本庄町大字本庄一本杉1034-2	職員宿舍
004	諸富町	佐賀市諸富町为重字石塚分	課外活動施設
005	久保泉町1	佐賀市久保泉町大字下和泉1841	アグリ創生教育研究センター、短期学生宿舍
006	久保泉町2	佐賀市久保泉町大字一本柳	アグリ創生教育研究センター、実習田
007	城内1	佐賀市城内1丁目14-4	附属中学校
008	城内2	佐賀市城内2丁目17-3	附属小学校
009	水ヶ江	佐賀市水ヶ江1丁目4-45	附属幼稚園
010	赤松町	佐賀市赤松町9-27	職員宿舍（学長宿舍）
011	与賀町1	佐賀市与賀町西精1340	総合教育研究施設
012	与賀町2	佐賀市与賀町西精1345	職員宿舍（事務局長宿舍）
013	大和町	佐賀市大和町久池井1022-1	職員宿舍
014	鍋島2	佐賀市鍋島3丁目11番地	職員宿舍
015	八戸溝	佐賀市八戸溝3丁目10番地	職員宿舍
017	神集島	唐津市神集島字コウソ辻	課外活動施設
018	久保泉町3	佐賀市久保泉町大字川久保字藤付	アグリ創生教育研究センター
020	本庄町3	佐賀市本庄町大字正里46-2	附属特別支援学校
021	唐津	唐津市松南町152番1	アグリ創生教育研究センター
023	山代町	伊万里市山代町久原字平尾1番48	海洋エネルギー研究所
024	呉服元町	佐賀市呉服元町7-3	大学事務局庁舎
025	鳥栖	鳥栖市弥生が丘8-7	シンクロトン光応用研究センター分室
027	伊万里	伊万里市大坪町狩立（今岳）乙2436-1	大学事務局庁舎
033	久米島	沖縄県島尻郡久米島町真謝500-1	海洋エネルギー研究所
034	有田	佐賀県西松浦郡有田町大野乙2441-1	芸術地域デザイン学部
035	有田2	佐賀県西松浦郡有田町南原甲706番地74	芸術地域デザイン学部学生宿舍
036	嬉野	佐賀県佐賀市嬉野町大学下宿2172-3	海洋エネルギー研究所



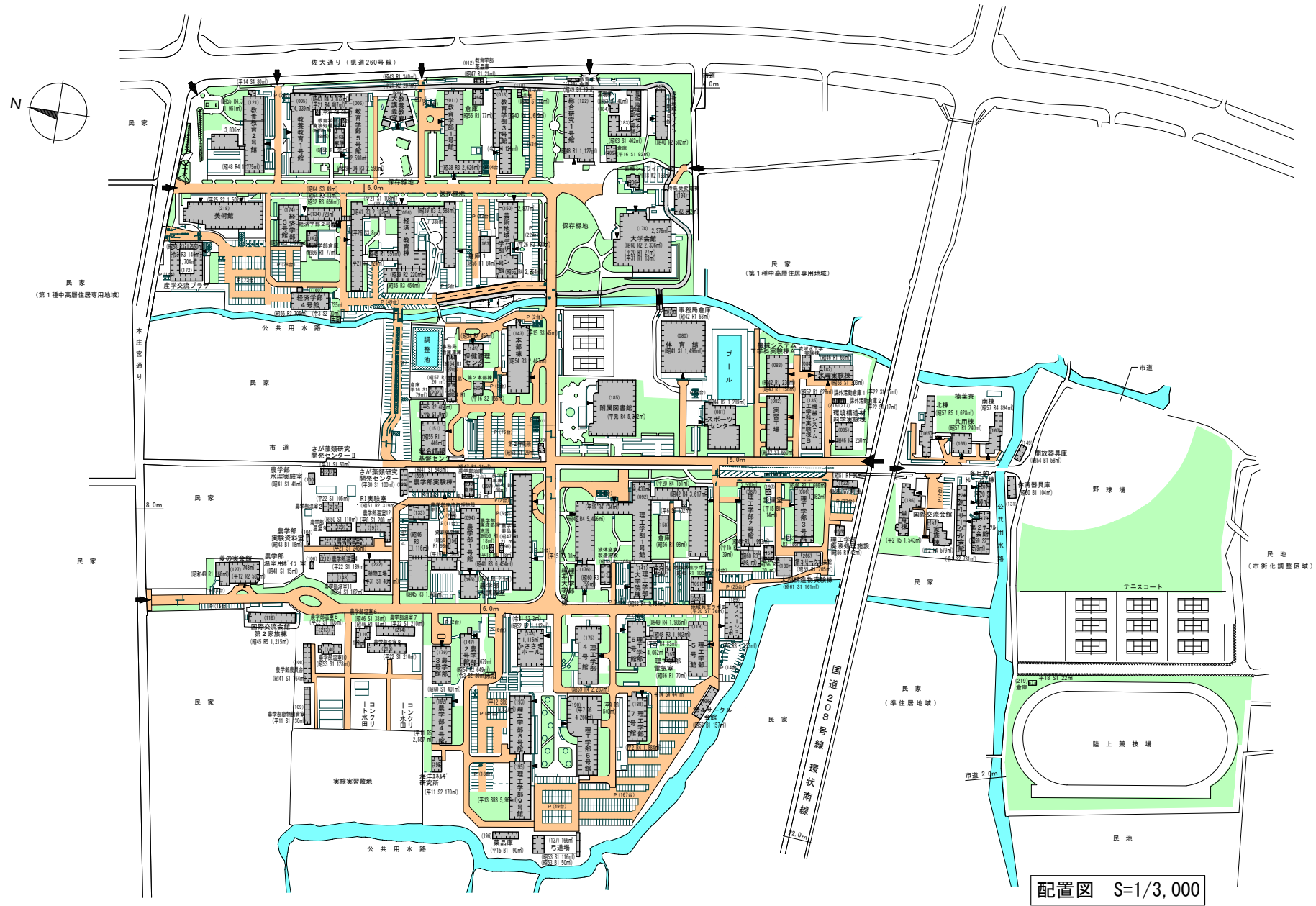
本庄-鍋島キャンパス
7.1km
佐賀市営バス：約45分
専用シャトルバス：約20分

市街位置図



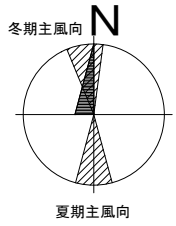
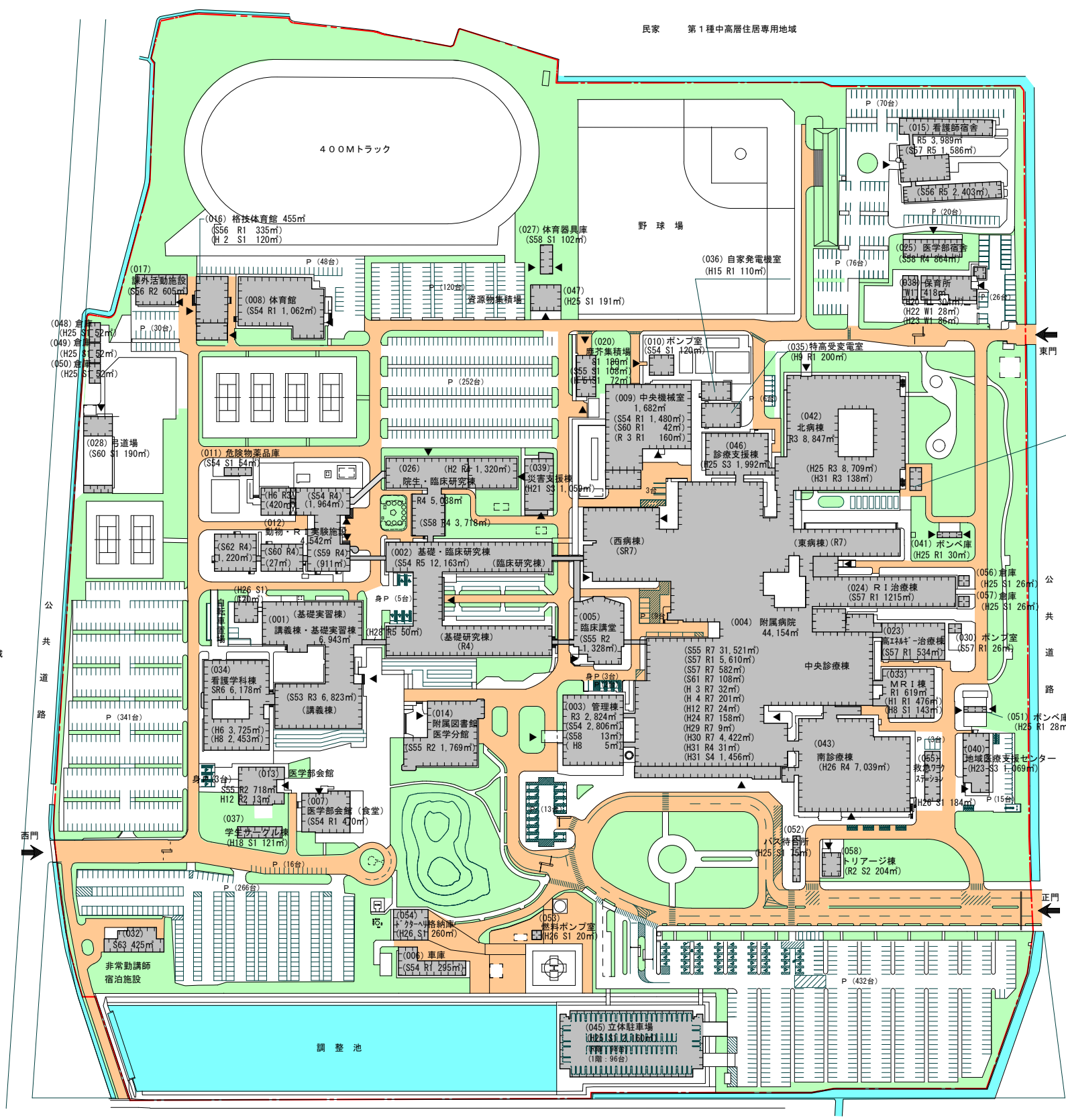
学 校 名	作成年度
佐 賀 大 学	2022

配置図

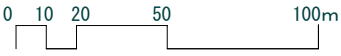


学 部 等 名	団地番号	団 地 名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
理工・農・経済・教育・芸術地域デザイン、全学教育機構 法人本部、附属図書館、国際交流会館	001	本庄町1	佐賀市本庄町1番地	0524	佐賀大学	2022

配置図



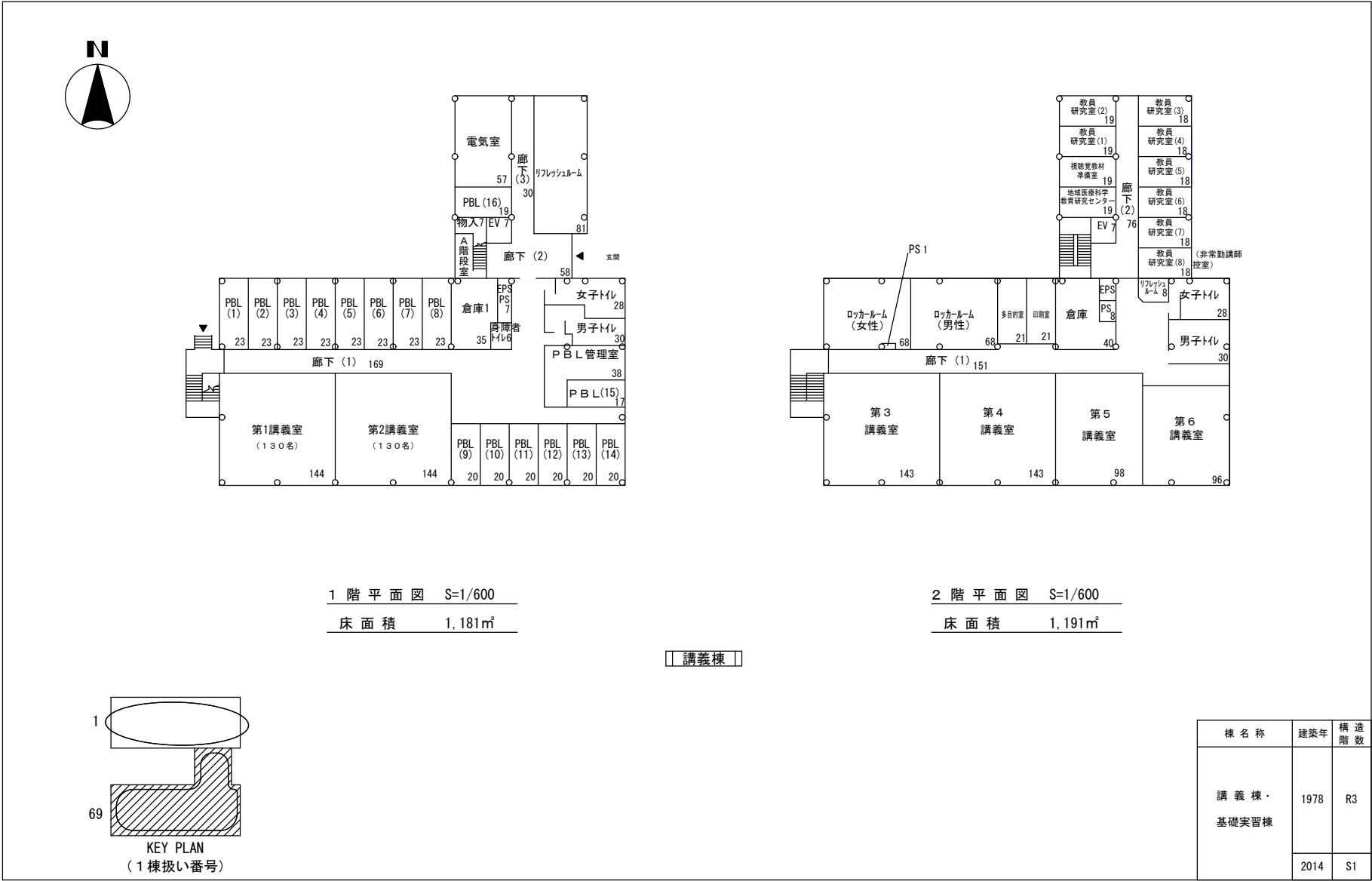
配置図 S=1/2, 500



学 部 等 名	団地番号	団地名	所 在 地	学校番号	学 校 名	作成年度
医学部（医学科），医学部（看護学科） 医学部附属病院（本院），看護師宿舎 附属地域医療科学教育研究センター，課外活動施設	002	鍋島1	佐賀市鍋島五丁目1番1号	0524	佐賀大学	2022

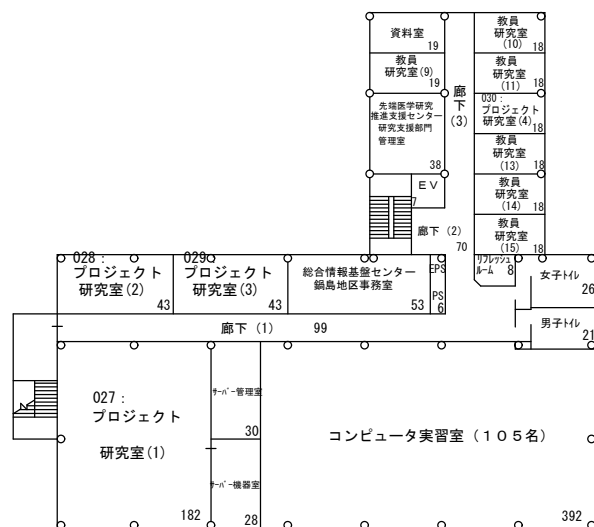
棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	001

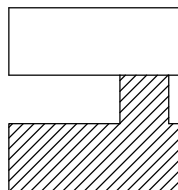


棟別平面図

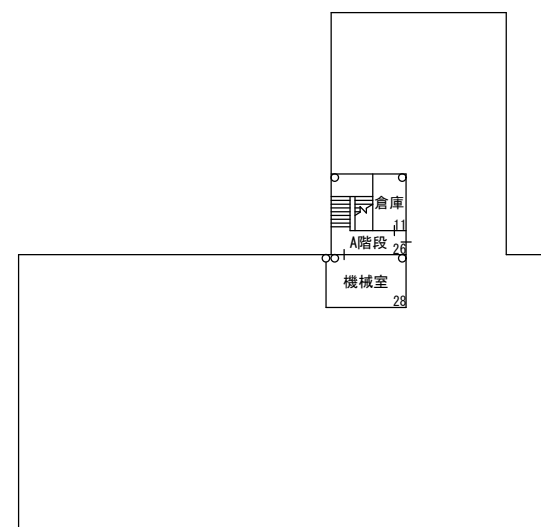
学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	001



3 階 平 面 図 S=1/600
床 面 積 1,192㎡



KEY PLAN



屋 階 平 面 図 S=1/600
床 面 積 65㎡

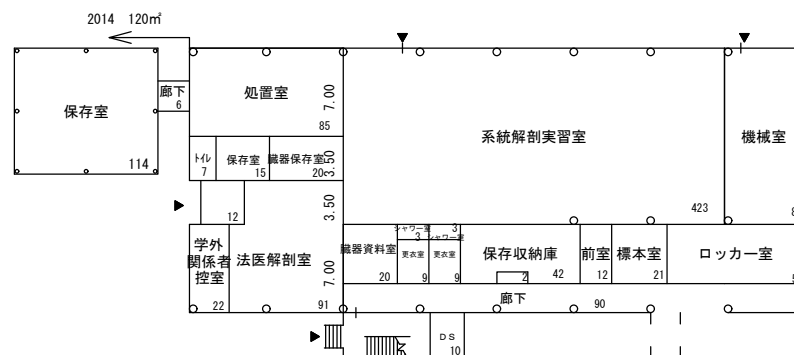
講義棟

棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	001

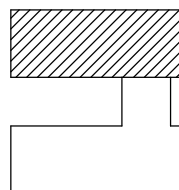


生体構造機能学
(解剖学・人類学)



社会医学
(法医学)

1 階 平 面 図 S=1/600
床 面 積 1,156㎡



KEY PLAN

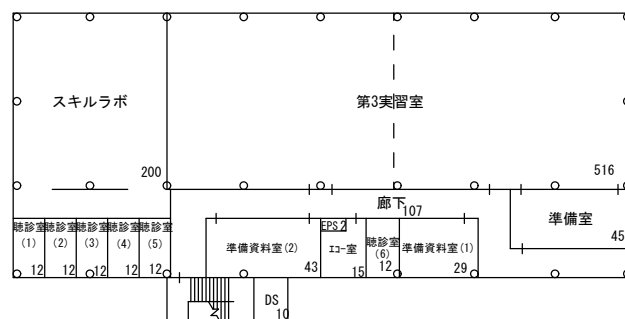
基礎実習棟



2 階 平 面 図 S=1/600
床 面 積 1,039㎡

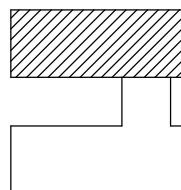
棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	001



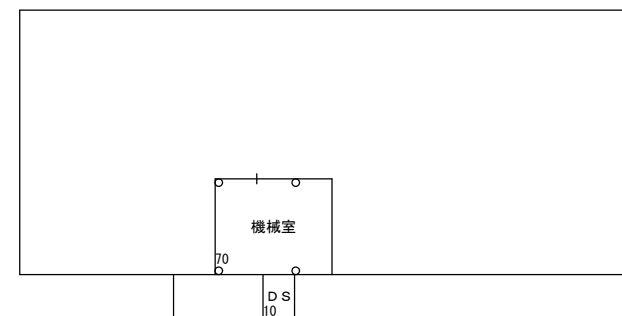
3 階 平 面 図 S=1/600

床 面 積 1,039㎡



KEY PLAN

基礎実習棟

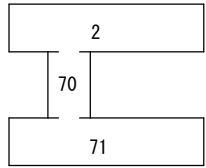
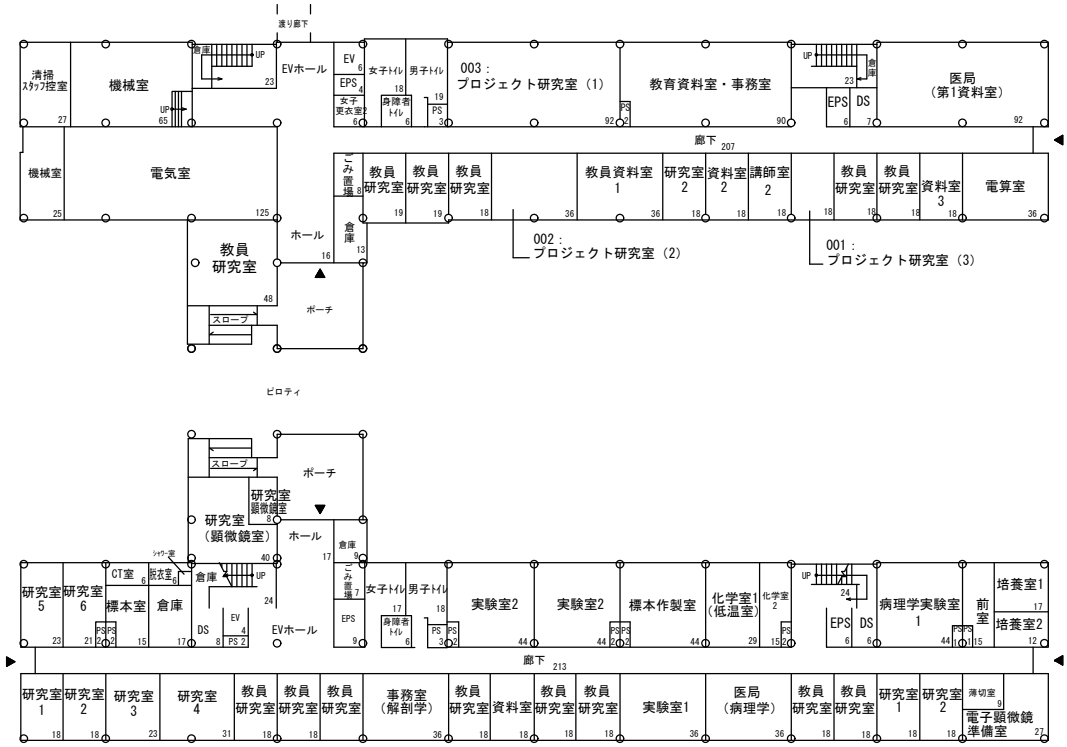


屋 階 平 面 図 S=1/600

床 面 積 80㎡

棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	002



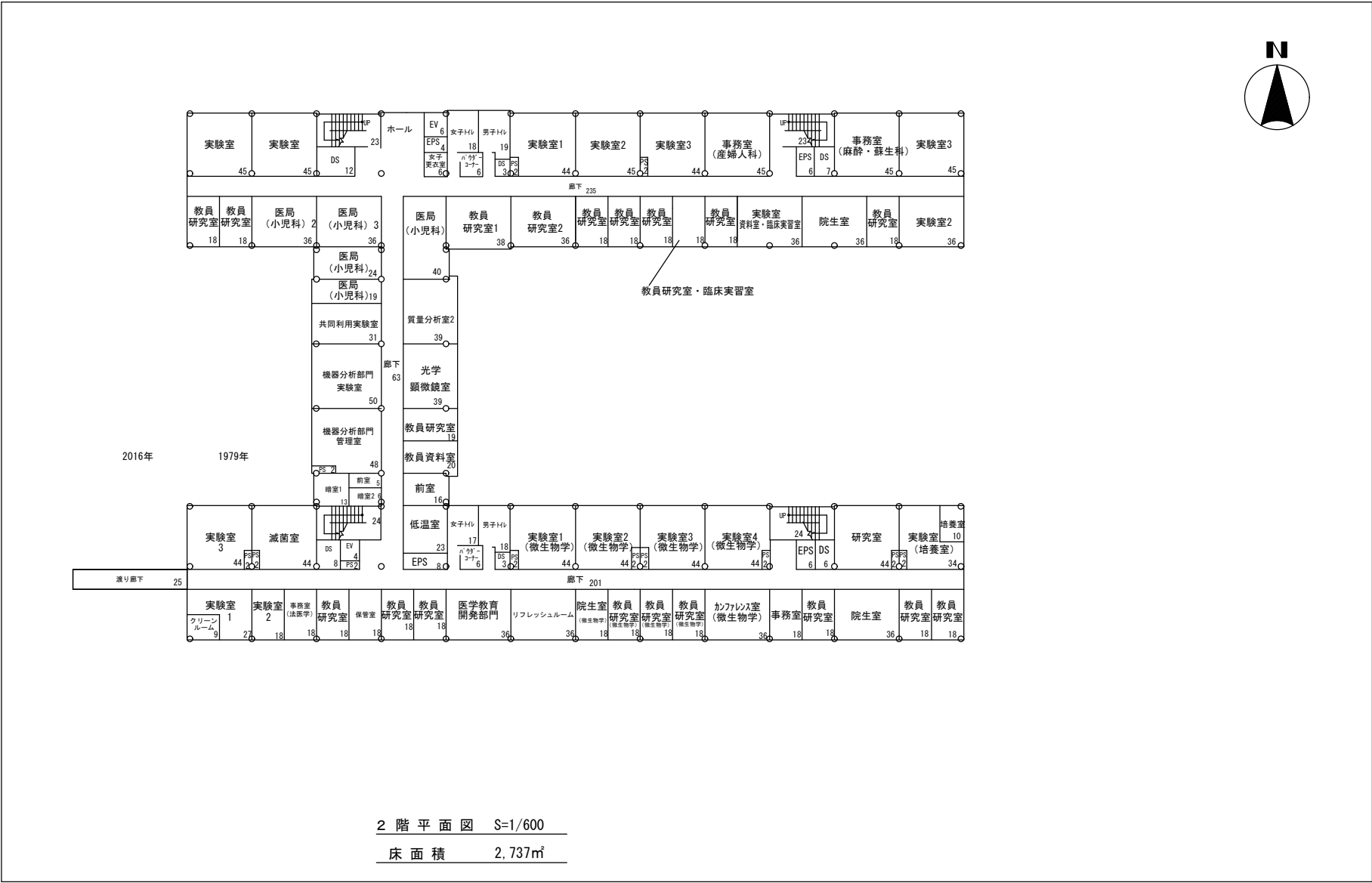
(1棟扱い番号)

1 階 平 面 図 S=1/600
床 面 積 2,440㎡

棟 名 称	建築年	構 造 階 数
基礎・臨床 研 究 棟	1979	R5
	2016	S2

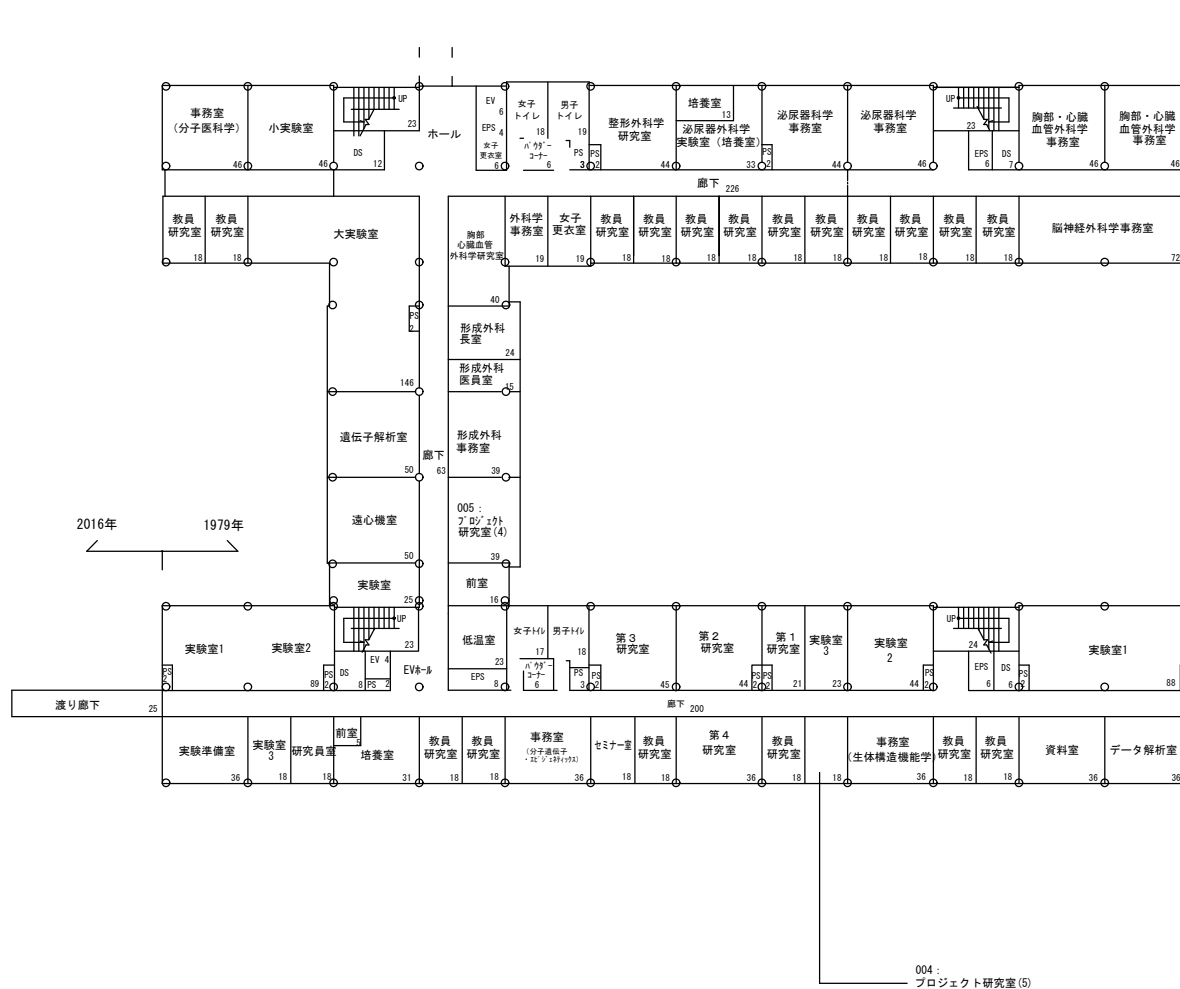
棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	002



棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	002

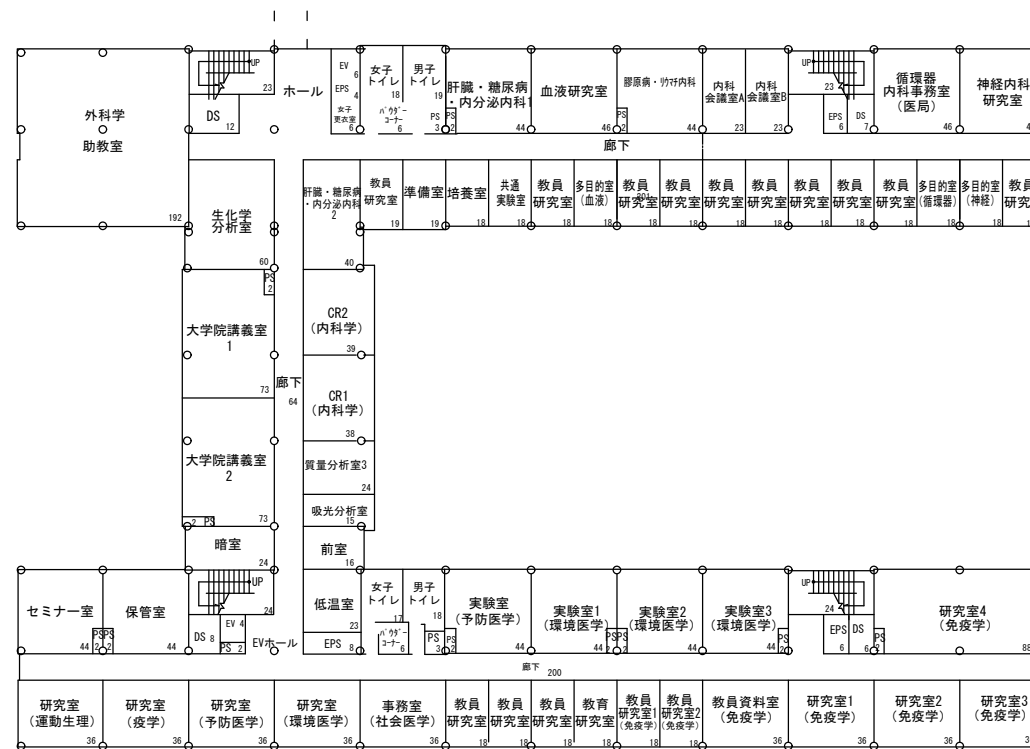


3 階 平 面 図 S=1/600

床 面 積 2,737m²

棟別平面図

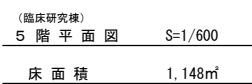
学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	002



4 階 平 面 図 S=1/600

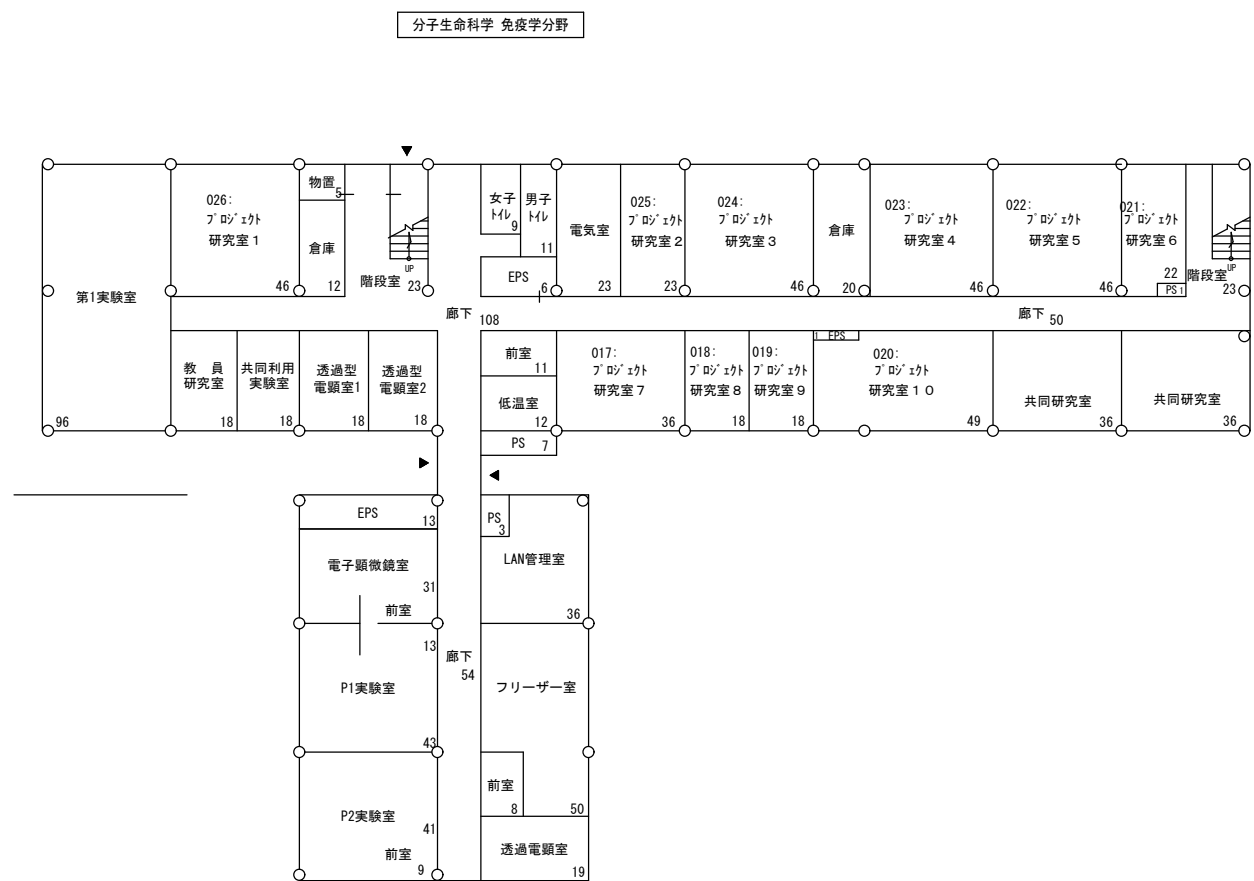
床 面 積 2,711㎡

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐 賀 大 学	002	鍋 島 1	002



棟 別 平 面 図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐 賀 大 学	002	鍋 島 1	026

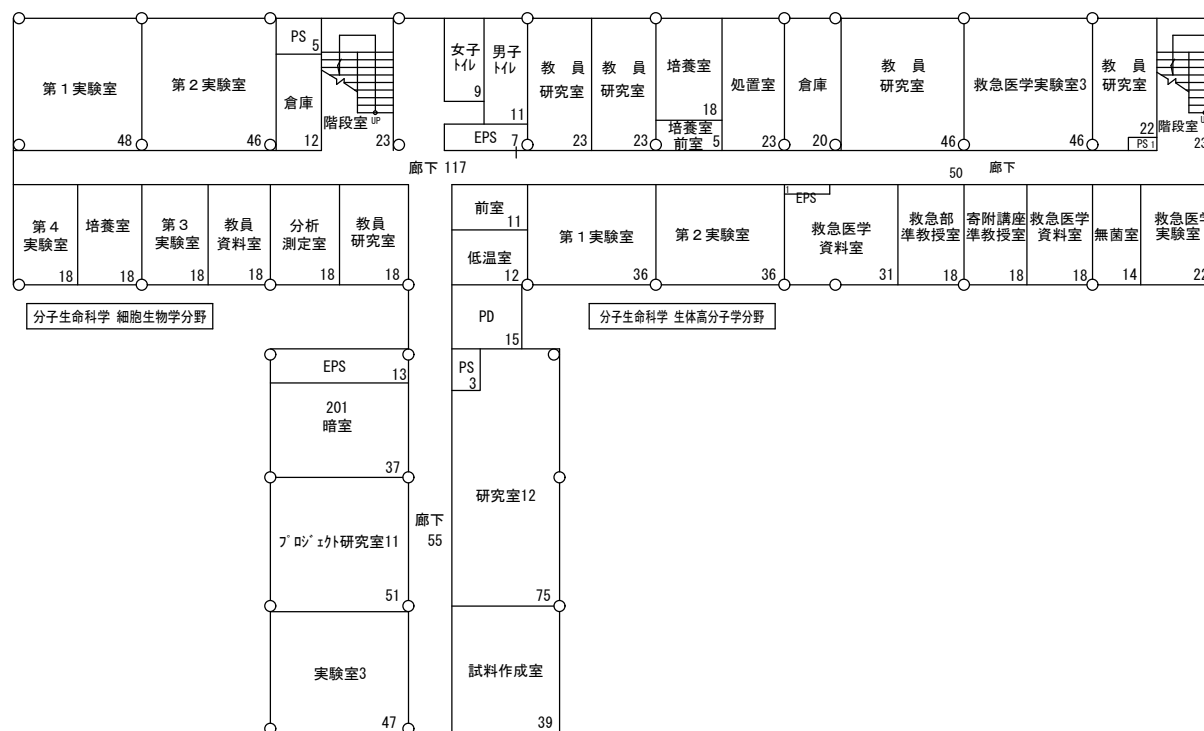


1 階 平 面 図 S=1/400 床面積 1,232m²

棟 名 称	建築年	構造階
院生・臨床 研 究 棟	1983	R4
	1990	R4

棟別平面図

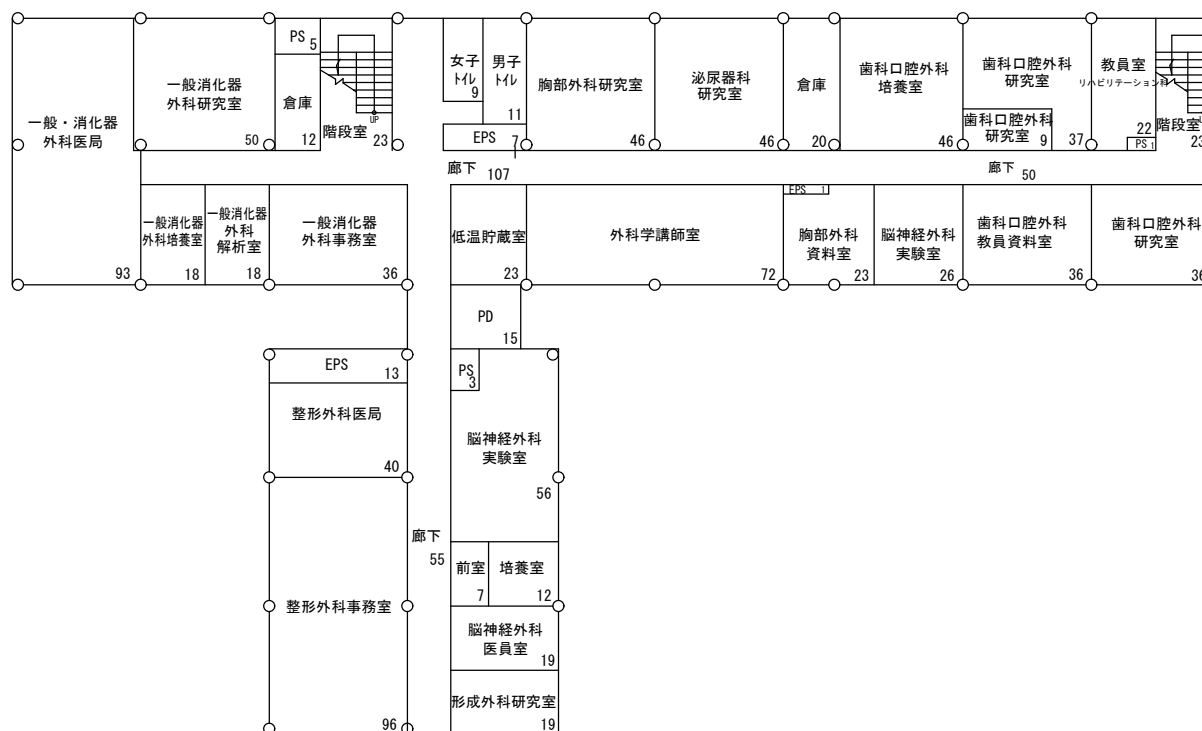
学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	026



2 階 平 面 図 S=1/400 床面積 1,238㎡

棟別平面図

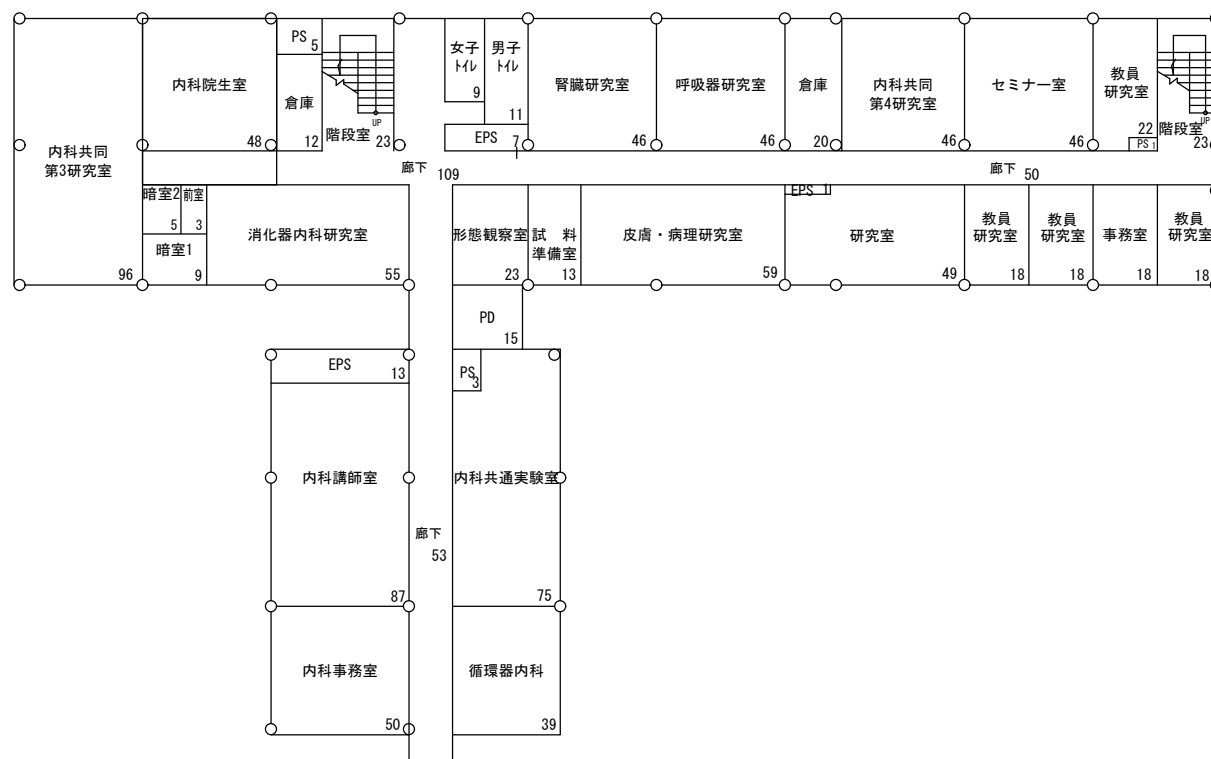
学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島 1	026



3 階 平 面 図 S=1/400 床面積 1,241㎡

棟別平面図

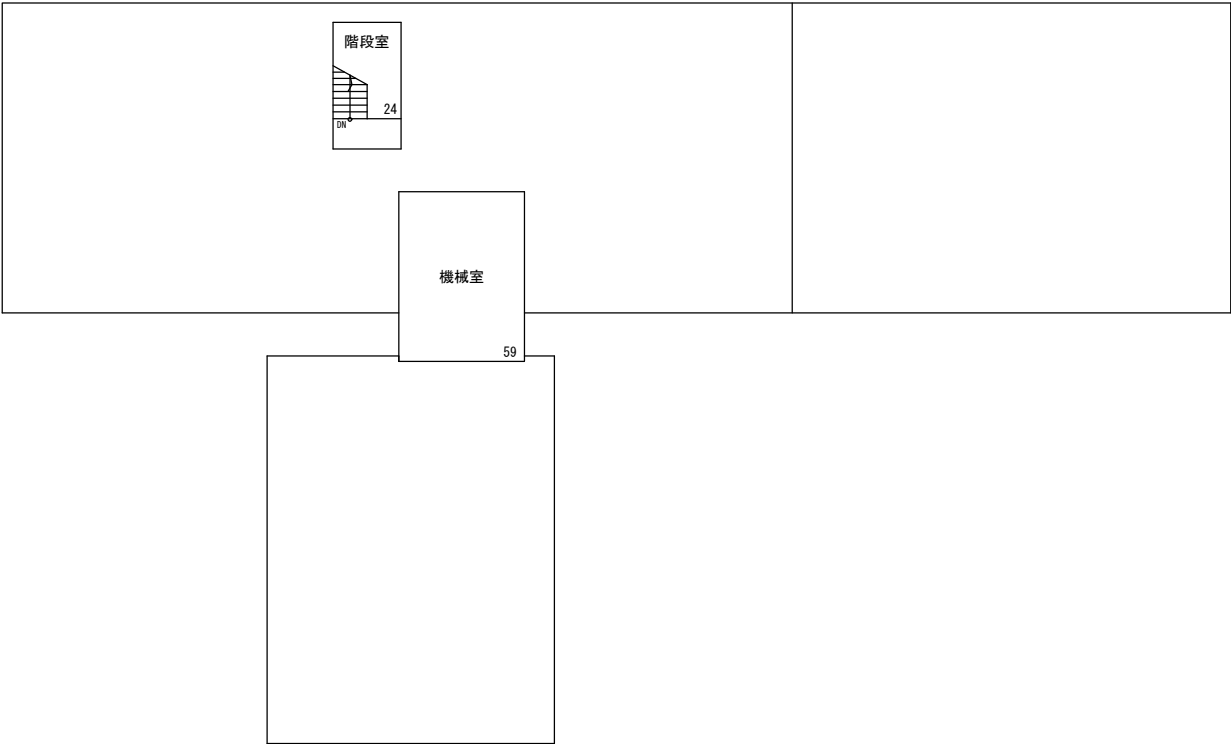
学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	026



4 階 平 面 図 S=1/400 床面積 1,244㎡

棟別平面図

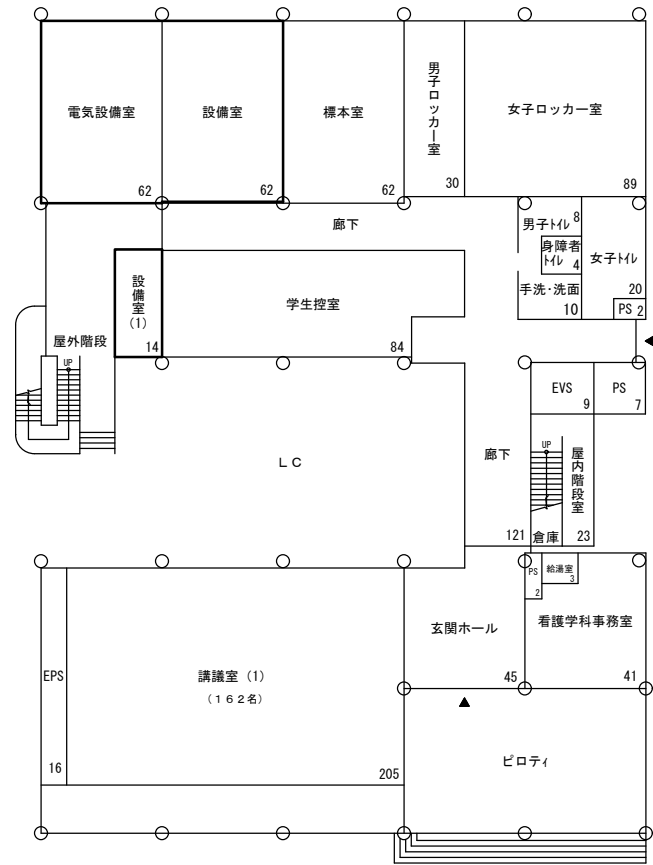
学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	026



RF 階平面図 S=1/400 床面積 83㎡

棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034

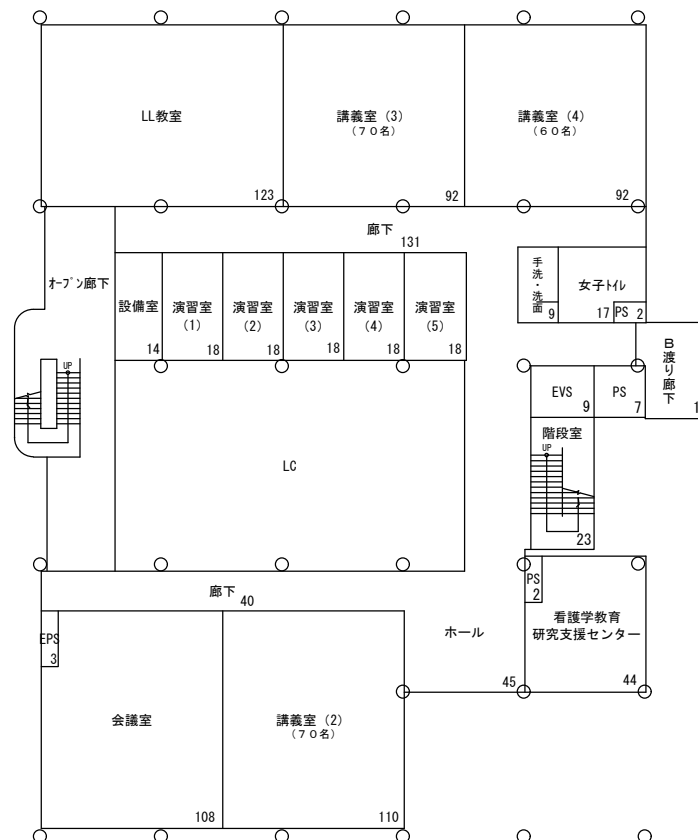


1 階 平 面 図	S=1/400
床 面 積	919m ²
看護学科棟	

棟 名 称	建 築 年	構 造 階 数
看護学科棟	1994	SR6
	1996	SR6

棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



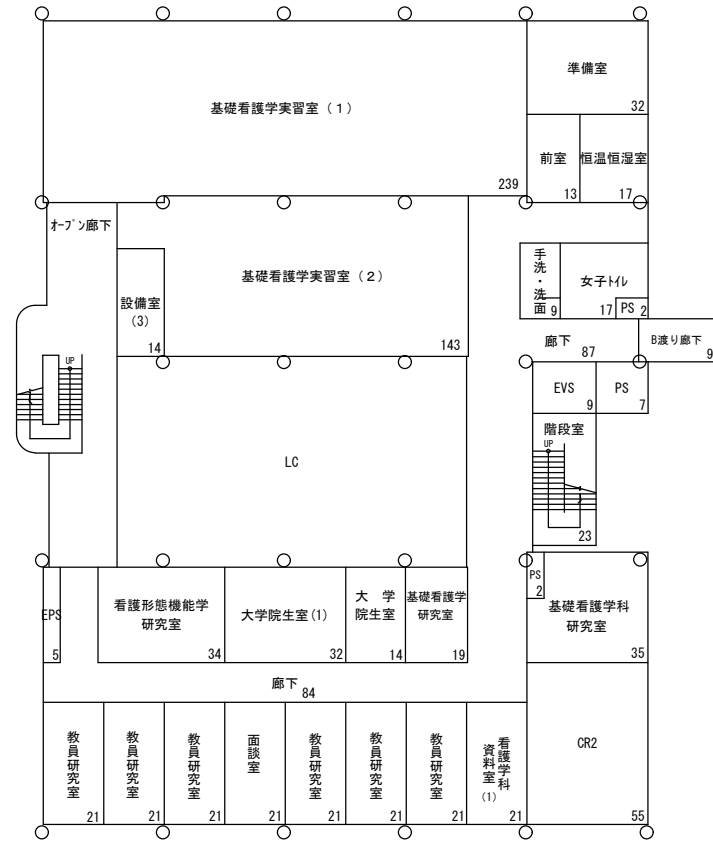
2 階 平 面 図 S=1/400

床 面 積 979㎡

看護学科棟

棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



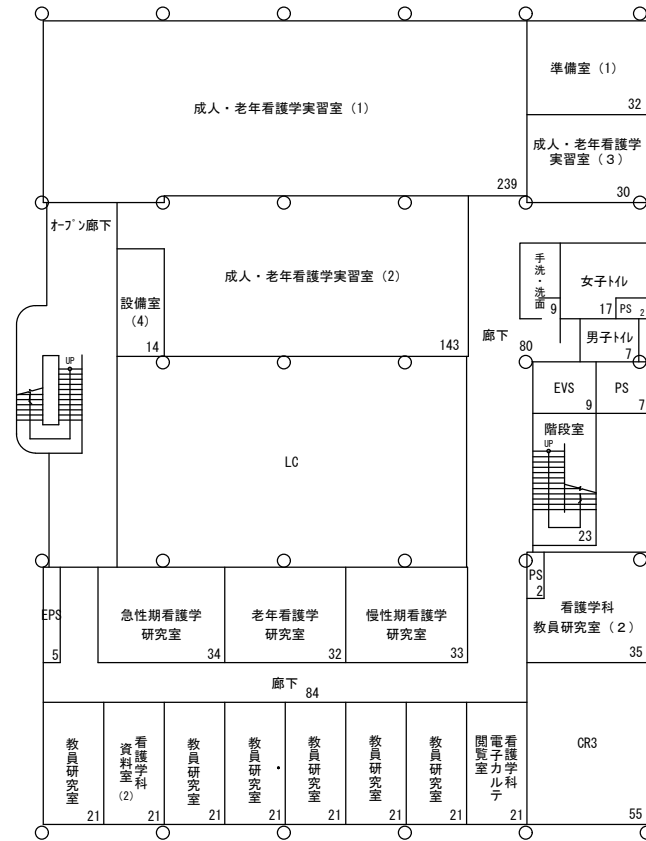
3 階 平 面 図 S=1/400

床 面 積 1,069㎡

看護学科棟

棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



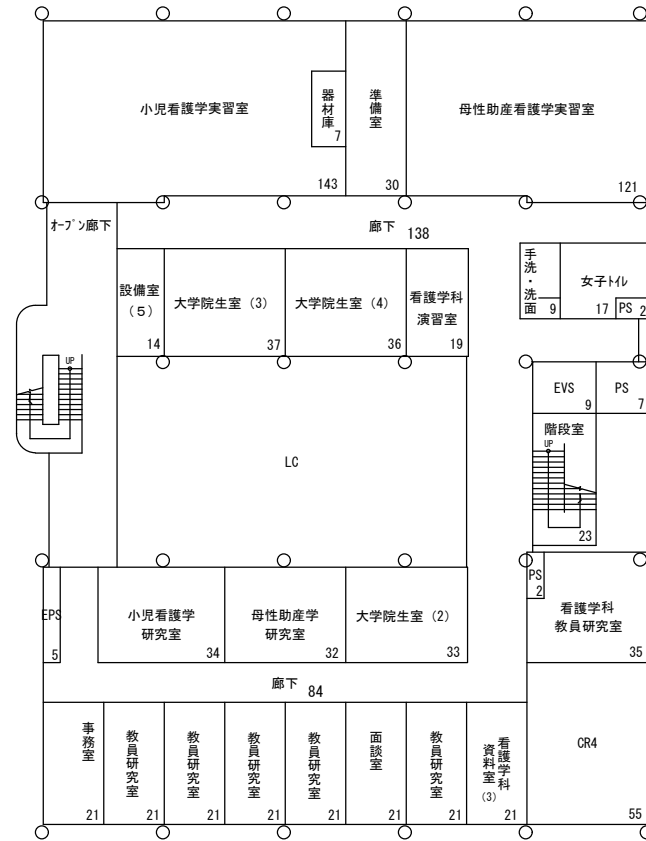
4 階 平 面 図 S=1/400

床 面 積 1,060㎡

看護学科棟

棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



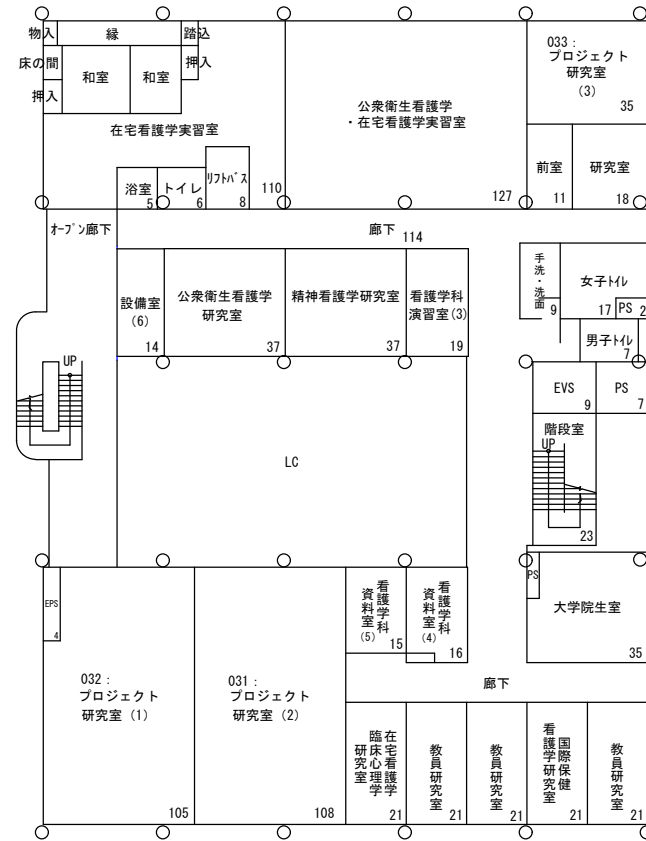
5階平面図 S=1/400

床面積 1,060㎡

看護学科棟

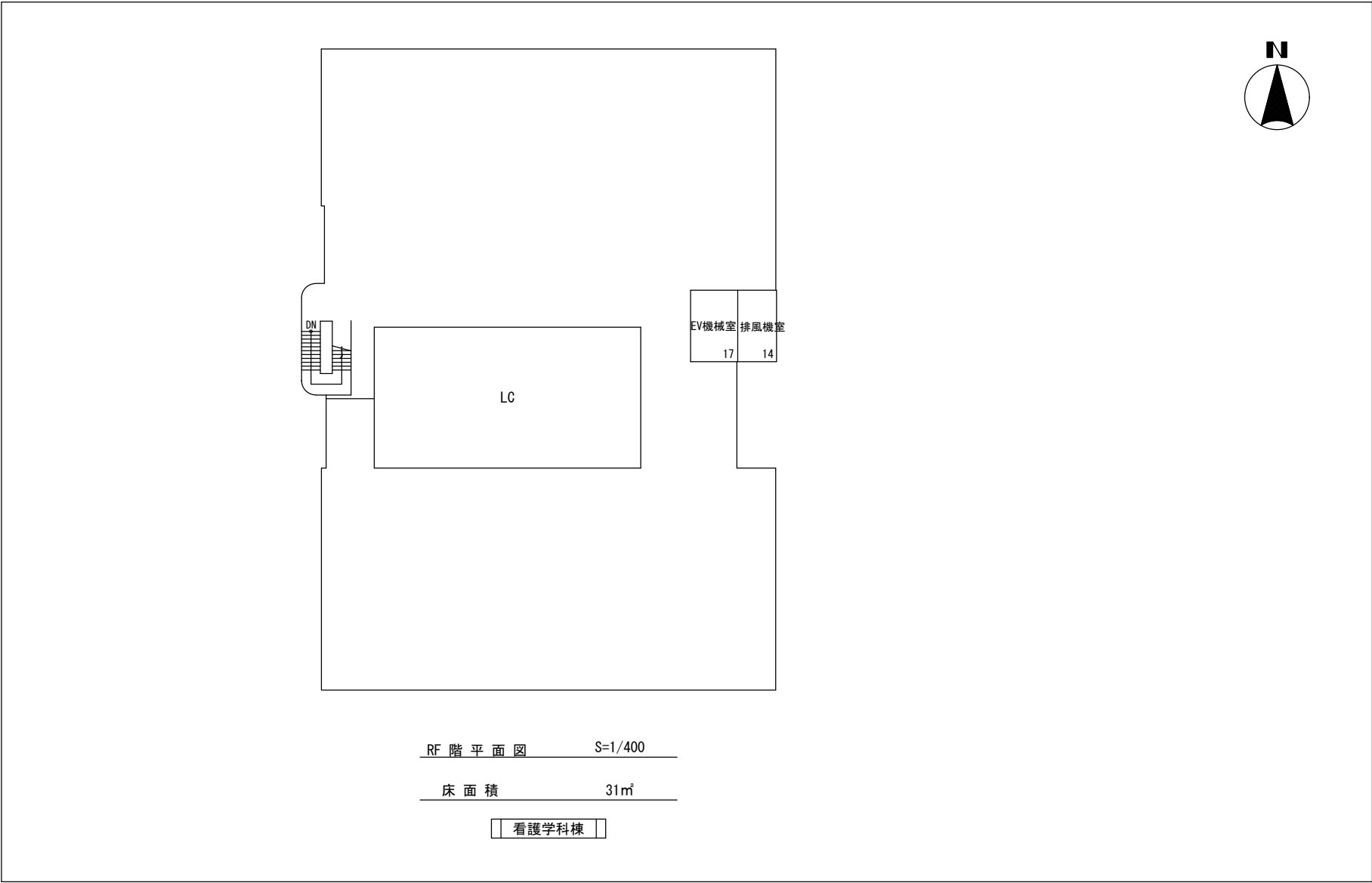
棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



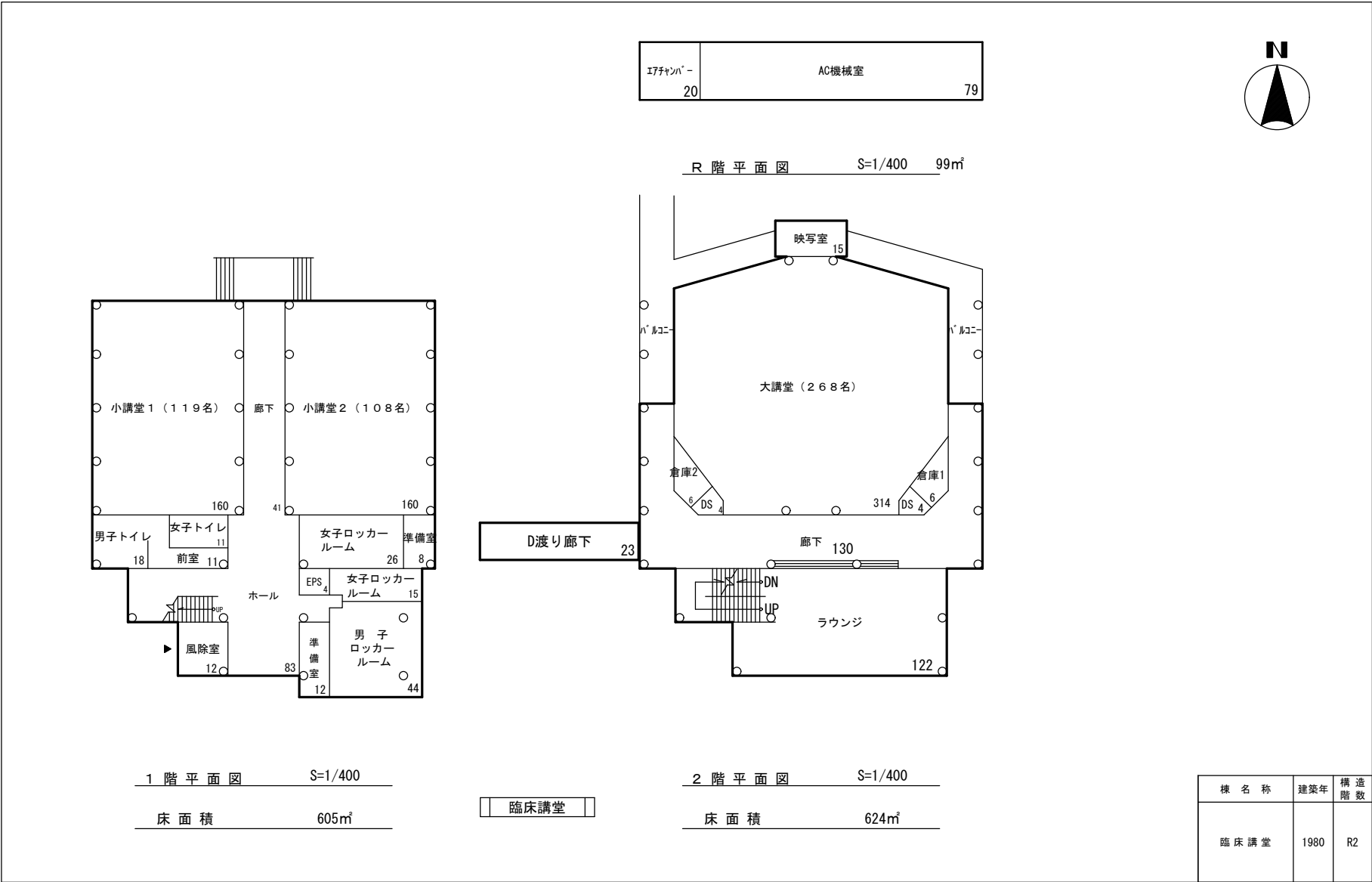
棟 別 平 面 図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	034



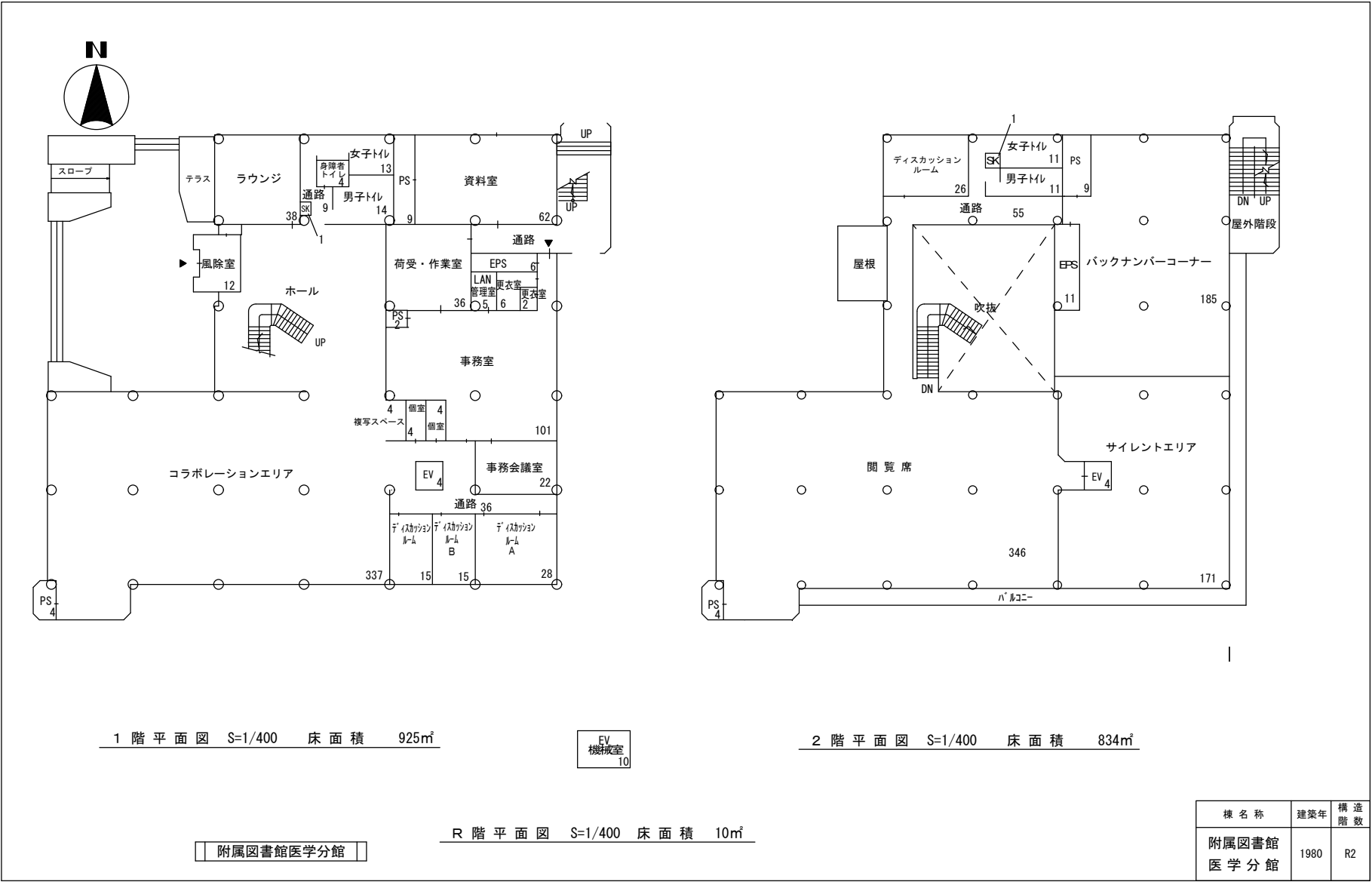
棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	005



棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0524	佐賀大学	002	鍋島1	014



佐賀大学学則（改正案）

（平成16年4月1日制定）

目次

第1章 総則

第1節 趣旨，目的及び方針（第1条－第2条の2）

第2節 学部（第3条）

第2章 学部通則

第1節 学年，学期，休業日，修業年限及び在学年限（第4条－第7条）

第2節 入学，転入学，編入学及び再入学（第8条－第15条）

第3節 教育課程及び履修方法（第16条－第21条）

第4節 単位の授与等（第22条－第27条）

第5節 休学，復学，退学，転学，転学部，転学科，転課程，派遣，留学及び除籍（第28条－第34条）

第6節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得（第35条－第37条）

第7節 賞罰（第38条・第39条）

第8節 学生証（第40条）

第9節 厚生施設（第41条）

第10節 科目等履修生，特別聴講学生及び研究生（第42条－第44条）

第11節 外国人留学生（第45条）

第12節 検定料，入学料，授業料及び寄宿料（第46条－第57条）

第13節 公開講座（第58条）

第3章 改正（第59条）

附 則

第1章 総則

第1節 趣旨，目的及び方針

（趣旨）

第1条 この学則は，国立大学法人佐賀大学基本規則（平成16年4月1日制定）第17条第2項の規定に基づき，佐賀大学（以下「本学」という。）の学部並びに学科及び課程の目的，学部の入学定員，修業年限，教育課程，学生の入学，退学，卒業その他学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 本学は，教育基本法（平成18年法律第120号）第7条の規定の趣旨にのっとり，国際的視野を有し，豊かな教養と深い専門知識を生かして社会で自立できる個人を育成するとともに，高度の学術的研究を行い，さらに，地域の知的拠点として，地域及び諸外国との文化，健康，社会，科学技術に関する連携交流を通して学術的，文化的貢献を果たすことにより，地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

（方針）

第2条の2 本学は，本学，学部又は学科若しくは課程ごとに，前条及び次条第3項に規

定する目的を踏まえて、次に掲げる方針を別に定めるものとする。

- (1) 卒業の認定に関する方針
- (2) 教育課程の編成及び実施に関する方針
- (3) 入学者の受入れに関する方針

第2節 学部

(学部)

第3条 本学に、次の学部を置く。

教育学部

芸術地域デザイン学部

経済学部

医学部

理工学部

農学部

- 2 前項の学部に置く学科又は課程の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学科又は課程	入学定員	3 年次編入 学定員	収容定員
教育学部	学校教育課程	1 2 0 人		4 8 0 人
	小 計	1 2 0 人		4 8 0 人
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科 (3 年次編入学)	1 1 0 人	5 人	4 4 0 人 1 0 人
	小 計	1 1 0 人	5 人	4 5 0 人
経 済 学 部	経済学科	1 1 0 人		4 4 0 人
	経営学科	8 0 人		3 2 0 人
	経済法学科	7 0 人		2 8 0 人
	小 計	2 6 0 人		1, 0 4 0 人
医 学 部	医学科	9 8 人		5 8 8 人
	看護学科	6 0 人		2 4 0 人
	小 計	1 5 8 人		8 2 8 人
理 工 学 部	理工学科 (3 年次編入学)	4 8 0 人	1 5 人	1, 9 2 0 人 3 0 人
	小 計	4 8 0 人	1 5 人	1, 9 5 0 人
農 学 部	生物資源科学科	1 4 5 人		5 8 0 人
	小 計	1 4 5 人		5 8 0 人
合 計		1, 2 7 3 人	2 0 人	5, 3 2 8 人

- 3 前項の学部及び当該学部に置く学科又は課程の目的は、各学部及び各学科又は課程ごとに別に定める。

第2章 学部通則

第1節 学年，学期，休業日，修業年限及び在学年限
(学年及び学期)

第4条 学年は，4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて，次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は，次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 10月1日

(4) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年の1月7日まで

2 前項第4号から第6号までの規定にかかわらず，教育上必要がある場合は，教授会の議を経て，学長が休業日を変更することができる。

3 休業中でも必要に応じて見学又は実験実習等を課すことがある。

4 臨時休業については，その都度関係学部の教授会の議を経て，学長が定める。

(修業年限)

第6条 修業年限は，4年とする。ただし，第35条第2項の規定による場合は，3年以上4年未満とする。

2 前項本文の規定にかかわらず，医学部医学科にあつては，6年とする。

(在学年限)

第7条 在学年限は，8年とする。ただし，転入学，編入学又は再入学により入学した者は，第14条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

2 前項本文の規定にかかわらず，医学部医学科にあつては，10年とする。ただし，1年次及び2年次の在学年限は，同一年次において2年を超えることができない。

第2節 入学，転入学，編入学及び再入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は，学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず，後学期の始めに学生を入学させることができる。

(入学の資格)

第9条 本学に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定め

る基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学志願）

第10条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書その他必要な書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

（合格者の決定）

第11条 前条の入学を志願した者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続）

第12条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除の許可を受けようとする者は、入学料免除願の提出をもって入学料の納付に代えることができる。

（入学許可）

第13条 学長は、前条の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）に、入学を許可する。

（転入学、編入学及び再入学）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者があるときは、教授会の議を経て、学期の始めに、学長が、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 他の大学（外国の大学を含む。）に在学中の者で転入学を志願するもの

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者で編入学を志願するもの

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者で編入学を志願するもの

(4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者で編入学を志願するもの

(5) 学校教育法第132条の規定による専修学校の専門課程を修了した者で編入学を志

願するもの

(6) 学校教育法第58条の2の規定による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で編入学を志願するもの

(7) 学士の学位を有する者又は大学を退学した者で再入学を志願するもの

(8) 本学を除籍された者で同一学部にて再入学を志願するもの

2 転入学、編入学又は再入学を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学部長が認定する。

（転入学等の規定の準用）

第15条 転入学、編入学及び再入学の場合には、第10条から第13条までの規定を準用する。

第3節 教育課程及び履修方法

（教育課程の編成）

第16条 本学の教育課程は、次の教育科目をもって編成する。

教養教育科目

専門教育科目

2 教養教育科目は、大学入門科目、共通基礎科目、基本教養科目、インターフェース科目及び共通教職科目に区分する。

3 共通基礎科目は、外国語科目及び情報リテラシー科目に区分する。

4 専門教育科目の区分は、各学部の定めるところによる。

5 前項に定めるもののほか、専門教育科目として学部間共通教育科目の区分を設ける。

6 学部間共通教育科目の区分は、佐賀大学全学教育機構の定めるところによる。

（主専攻）

第17条 各学部は、第3条第3項に規定する学科又は課程の目的を達成するため、必要な授業科目を開設し、教育課程（以下「主専攻」という。）を編成する。

2 学生は、前項に規定する主専攻を修了するため、教養教育科目及び専門教育科目を履修しなければならない。

3 教養教育科目の授業科目、単位数及び履修方法は、佐賀大学教養教育科目履修規程（平成25年2月27日全部改正）及び各学部規則の定めるところによる。

4 専門教育科目の授業科目、単位数、授業時間数及び履修方法は、各学部規則及び佐賀大学学部間共通教育科目履修規程（平成25年2月27日制定）の定めるところによる。

5 前2項の規定による履修科目として登録できる単位数の上限等については、各学部の定めるところによる。

6 学生は、所定の主専攻以外の授業科目を履修することができる。

（副専攻）

第17条の2 本学は、前条に規定する主専攻のほか、学士課程教育の多様性を確保するとともに、学生の多様な能力、適性及び学習意欲に応えるための教育課程（以下「副専攻」という。）を編成することができる。

2 副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(全学共通の教育プログラム)

第17条の3 本学は、前2条に規定する主専攻及び副専攻のほか、特定の分野に係る全学共通の教育プログラムによる教育課程を編成することができる。

2 全学共通の教育プログラムによる教育課程に関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第18条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(成績評価基準等の明示等)

第18条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の基準)

第19条 1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業期間)

第21条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

- 2 卒業論文、卒業研究、卒業制作及び経済学部の実習の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、授業期間を定めることができる。

第4節 単位の授与等

(成績の判定)

第22条 学生が一の授業科目を履修した場合には、成績判定の上、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 成績は、秀・優・良・可・不可の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とし、不可は不合格とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、成績の判定に当たり、前項に規定する評語により難しい授業科目においては、合又は不可の評語をもって表わすことができるものとし、合を合格とし、不可は不合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第23条 教育上有益と認めるときは、第33条第1項による他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議を経て、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（授業時間数を定めた授業科目については、これに相当する時間数（以下次条、第25条及び35条において同じ。））を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生をいう。以下同じ。）及び特別の課程履修生（同条第2項に規定する特別の課程履修生をいう。以下同じ。）により履修した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第23条及び前条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第26条 本学の学生以外の者が本学の科目等履修生又は特別の課程履修生として一定の単位を修得した後に本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して教授会の議を経て学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の2分の1を超えてはならない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、各学部の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。

第5節 休学、復学、退学、転学、転学部、転学科、転課程、派遣、留学及び除籍

(休学)

第28条 病気その他の事由によって継続して3月以上授業に出席できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、その期間を延長することができる。

- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、医学部医学科にあっては、3年を超えることができない。

- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第29条 休学期間が満了するとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長に復学を願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第30条 自己の都合により退学する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学)

第31条 他の大学への入学又は転学を志願する者は、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第32条 転学部又は転学科を志願する者があるときは、関係する学部の教授会の議を経て、学長が学期の始めに限り許可することがある。

- 2 転学部を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、転入する学部の教授会の議を経て、学部長が認定する。

- 3 転学科を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を

経て、学部長が認定する。

（派遣及び留学）

第 3 3 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議を経て、当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させるため学生を派遣し、又は留学させることができる。

2 前項の派遣及び留学については、教授会の議を経て行うものとする。

3 派遣及び留学の期間は、在学期間に算入する。

4 派遣及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

（除籍）

第 3 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

（1）第 7 条に定める期間在学して卒業できない者

（2）病気その他で修業の見込みがない者

（3）入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部の免除を許可された者であって、その納付すべき入学料を納付しないもの

（4）授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

第 6 節 卒業及び教員の免許状授与の所要資格の取得

（卒業の認定）

第 3 5 条 第 6 条第 1 項本文又は第 2 項に規定された期間以上在学し、第 1 7 条に規定された所定の単位を修得又は授業時間を履修した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

2 本学（医学部医学科は除く。）に 3 年以上在学し、第 1 7 条に規定された所定の単位を優秀な成績で修得したと認められる者が、第 6 条第 1 項ただし書に定める修業年限で卒業を希望した場合には、別に定めるところにより、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与することができる。

3 前 2 項の規定により卒業の要件として修得すべき 1 2 4 単位のうち、第 1 8 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 6 0 単位を超えないものとする。ただし、卒業の要件として修得すべき単位数が 1 2 4 単位を超える場合において、当該単位数のうち、第 1 8 条第 1 項の授業の方法により 6 4 単位以上を修得しているときは、同条第 2 項の授業の方法により取得する単位数は、6 0 単位を超えることができるものとする。

（学位の授与）

第 3 6 条 卒業者には、学士の学位を授与するものとする。

2 学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。

3 前項の専攻分野の名称は、別に定める。

（教員の免許状）

第 3 7 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 2 9 年文部省令第 2 6 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学科又は課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表に掲げるとおりとする。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第38条 学生として表彰に価する行為があった者は、学長が表彰することがある。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第39条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、次のとおりとする。

(1) 退学

(2) 停学

(3) 訓告

3 停学期間（3月未満のものを除く。）は、第7条に規定する在学年限に含め、第6条に規定する修業年限に含めないものとする。

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 学生証

(学生証の交付)

第40条 入学を許可された者には、学生証を交付する。

第9節 厚生施設

第41条 本学に、寄宿舎その他の厚生施設を置く。

2 厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 科目等履修生、特別聴講学生及び研究生

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が学期の始めに科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第43条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第44条 本学教員の指導を受けて、特定の専門的課題を研究することを志願する者があるときは、正規課程の学生の学修に支障のない範囲で、選考の上、学長が、原則として学期の始めに、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 外国人留学生

第45条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第46条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

- 2 第27条の規定に基づき、当該修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業することを認められた者（以下「長期履修学生」という。）から徴収する授業料の年額は、長期履修学生として、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

(検定料の徴収)

第46条の2 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

(検定料の免除)

第46条の3 災害による経済的理由によって、検定料の納入が困難であると認められた者に対しては、願い出により、検定料の全部を免除することがある。

- 2 検定料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料の徴収)

第46条の4 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。

(入学料の免除等)

第47条 学部に入学者のうち、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）で認められるもの及び学長が特に必要と認めたものに対しては、願い出により審査の上、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することがある。

- 2 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

第48条 削除

(授業料の徴収)

第49条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、次の表の区分により徴収するものとする。この場合において、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

区 分	徴収の時期
前 期 （ 4月～9月）	4月1日から5月31日まで
後 期 （10月～3月）	10月1日から11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、科目等履修生、特別聴講学生及び研究生については、所定の期日までに授業料を徴収するものとする。

(入学の時期が学年の中途である場合における授業料の額及び徴収方法)

第49条の2 特別の事情により、入学の時期が学年の中途である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月

から次の徴収時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（転入学、編入学及び再入学における授業料）

第50条 転入学、編入学又は再入学の場合は、その者の属する年次の在学者に係る額と同額の授業料を納付しなければならない。

第51条及び第52条 削除

（休学期間の授業料等）

第53条 休学を許可されたときは、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数を乗じた額を免除する。

2 学期の途中で、復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）を許可されたときは、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額を復学等の当月末日までに納付しなければならない。

（学年の途中で卒業する場合における授業料）

第53条の2 特別の事情により、学年の途中で卒業する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、前期の徴収の時期（在学期間の末日が前期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期以後であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期（在学期間の末日が後期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収するものとする。

（除籍及び退学の場合の授業料）

第54条 除籍又は退学の場合は、その者が在籍していた学期までの授業料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる未納の授業料を免除することができる。

（1）授業料の未納を理由として除籍した場合 未納の授業料の全額

（2）授業料の徴収猶予又は分納を許可された者が、その願い出により退学を許可された場合 退学の翌月以降納付すべき授業料の全額

（3）死亡又は行方不明のため除籍した場合 未納の授業料の全額

（長期履修学生に係る授業料及び徴収方法の特例）

第54条の2 長期履修学生が、学年の途中で卒業する場合に徴収する授業料の額は、第46条第2項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、前期の徴収の時期（在学期間の末日が前期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収するものとする。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期以後であるときは、後期の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期（在学期間の末日が後期の徴収の時期の末日前である場合は、当該在学期間の末日まで）に徴収することができるものとする。

2 長期履修学生が、長期在学期間を短縮することを認められた場合には、当該短縮後の

期間に応じて、第46条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間の場合には、第46条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

（授業料の免除等）

第55条 修学支援法で認められる者及び学長が特に必要と認めた者に対しては、願い出により審査の上、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することがある。

2 授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

（寄宿料）

第56条 寄宿料は、毎月所定の期日までに納付しなければならない。

2 第34条第3号及び第4号に該当する場合において、寄宿料が未納であるときは、未納の寄宿料の全部を免除することがある。

（既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料）

第57条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学者選抜において、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行ったときに、第1段階目の選抜で不合格になった者及び個別学力検査等出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては、所定の期日までに当該者から申出があつた場合に限り、既納の検定料のうち、別に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

3 第1項の規定にかかわらず、第49条第2項の規定により授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、納付した者の申出により後期分の授業料に相当する額を返還する。

第13節 公開講座

第58条 本学に、地域社会の教育文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 改正

第59条 この学則の改正は、教育研究評議会において構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人の成立の際現に国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律

第29号) 附則第2項の規定により平成15年9月30日に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた佐賀大学及び佐賀医科大学に在学する者(次項において「在学者」という。)に係る卒業するために必要であった教育課程の履修は、本学において行うものとし、本学は、そのため必要な教育を行うものとする。この場合における教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、平成16年3月31日において現に適用されていた教育課程の履修その他当該学生の教育に関する規程等に定めるところによる。

- 3 この学則施行後、第14条の規定に基づき、在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者に係る教育課程の履修その他当該学生の教育に関し、必要な事項は、理工学部機械システム工学科に転入学、編入学又は再入学する者を除き、前項の規定を準用する。

附 則 (平成16年7月20日改正)

この学則は、平成16年7月20日から施行する。

附 則 (平成17年5月20日改正)

この学則は、平成17年5月20日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年9月27日改正)

この学則は、平成17年9月27日から施行する。

附 則 (平成17年12月16日改正)

この学則は、平成17年12月16日から施行する。

附 則 (平成18年2月16日改正)

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成18年度から平成20年度までの農学部の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
農学部	応用生物科学科	45人	90人	135人
	生物環境科学科	60人	120人	180人
	生命機能科学科	40人	80人	120人
	(3年次編入学)			10人

- 3 平成18年3月31日に農学部に置かれている学科は、改正後の規定にかかわらず、平成18年3月31日において現に当該学科に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 4 平成18年3月31日において現に農学部に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成18年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年12月4日改正)

この学則は、平成18年12月4日から施行する。

附 則 (平成19年2月16日改正)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成１９年４月２０日改正）

- この学則は、平成１９年４月２０日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。
- 平成１９年３月３１日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者についての、改正後の第２２条第２項の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成１９年１２月２１日改正）

この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年１２月１９日改正）

- この学則は、平成２１年４月１日から施行する。
- 平成２１年３月３１日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成２１年３月１９日改正）

- この学則は、平成２１年４月１日から施行する。
- 改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２１年度から令和５年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の入学生定員は、次の表のとおりとする。

入学生定員	平成２１年度	平成２２年度～平成２４年度	平成２５年度～平成２７年度
医学部医学科	１００人	１０６人	１０６人
医学部	１６０人	１６６人	１６６人
全学部	１，３１０人	１，３１６人	１，３０１人

入学生定員	平成２８年度～平成３０年度	令和元年度	令和２年度～令和５年度
医学部医学科	１０６人	１０６人	１０３人
医学部	１６６人	１６６人	１６３人
全学部	１，２９１人	１，２８１人	１，２７８人

- 改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２１年度から令和１０年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度
医学部医学科	５７５人	５８６人	５９７人	６０８人	６１９人
医学部	８３５人	８４６人	８５７人	８６８人	８７９人
全学部	５，５３５人	５，５４６人	５，５５７人	５，５６８人	４，７３９人

収容定員	平成２６年度	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
医学部医学科	６３０人	６３６人	６３６人	６３６人	６３６人
医学部	８９０人	８８６人	８７６人	８７６人	８７６人
全学部	５，０１０人	５，２６６人	４，７４６人	４，９７６人	５，２１１人

収容定員	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
医学部医学科	６３６人	６３３人	６３０人	６２７人	６２４人
医学部	８７６人	８７３人	８７０人	８６７人	８６４人

全学部	3, 4 7 1 人	4, 0 9 3 人	4, 7 3 0 人	5, 3 6 7 人	5, 3 6 4 人
-----	------------	------------	------------	------------	------------

収容定員	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度
医学部医学科	6 1 6 人	6 0 8 人	6 0 3 人	5 9 8 人	5 9 3 人
医学部	8 5 6 人	8 4 8 人	8 4 3 人	8 3 8 人	8 3 3 人
全学部	5, 3 5 6 人	5, 3 4 8 人	5, 3 4 3 人	5, 3 3 8 人	5, 3 3 3 人

附 則（平成 2 2 年 3 月 2 5 日改正）

この学則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 1 0 月 2 7 日改正）

この学則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日改正）

この学則は、平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 2 8 日改正）

1 この学則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 2 4 年 3 月 3 1 日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 4 年 1 1 月 1 4 日改正）

1 この学則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 2 5 年 3 月 3 1 日において現に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 5 年 2 月 2 7 日改正）

1 この学則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 2 5 年度から平成 2 7 年度までの経済学部各学科、経済学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員		平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
経済学部	経済学科	1 1 0 人	2 2 0 人	3 3 0 人
	経営学科	8 0 人	1 6 0 人	2 4 0 人
	経済法学科	7 0 人	1 4 0 人	2 1 0 人
経済学部		2 6 0 人	5 2 0 人	7 8 0 人
全学部		4, 7 0 8 人	4, 9 6 8 人	5, 2 2 8 人

3 改正後の第 3 条第 2 項及び別表の規定にかかわらず、平成 2 5 年 3 月 3 1 日において現に経済学部中に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

4 改正後の第 7 条第 2 項ただし書の規定にかかわらず、平成 2 5 年 3 月 3 1 日において現に医学部医学科の 1 年次又は 2 年次に在学する者の在学年限については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 7 年 2 月 2 7 日改正）

1 この学則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 2 7 年度から令和 1 0 年度までの医

学部看護学科，医学部及び全学部の収容定員は，次の表のとおりとする。

収容定員	平成２７年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
医学部看護学科	２５０人	２４０人	２４０人	２４０人
医学部	８８６人	８７６人	８７６人	８７６人
全学部	５，２６６人	４，７４６人	４，９７６人	５，２１１人

収容定員	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
医学部看護学科	２４０人	２４０人	２４０人	２４０人
医学部	８７６人	８７３人	８７０人	８６７人
全学部	３，４７１人	４，０９３人	４，７３０人	５，３６７人

収容定員	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
医学部看護学科	２４０人	２４０人	２４０人	２４０人
医学部	８６４人	８５６人	８４８人	８４３人
全学部	５，３６４人	５，３５６人	５，３４８人	５，３４３人

収容定員	令和９年度	令和１０年度
医学部看護学科	２４０人	２４０人
医学部	８３８人	８３３人
全学部	５，３３８人	５，３３３人

附 則（平成２７年３月２６日改正）

この学則は，平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年１２月２５日改正）

この学則は，平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年２月２４日改正）

- この学則は，平成２８年４月１日から施行する。
- 平成２８年度から令和１０年度までの教育学部学校教育課程，教育学部，芸術地域デザイン学部芸術地域デザイン学科，芸術地域デザイン学部及び全学部の収容定員は，改正後の第３条第２項の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

収容定員		平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度
教育学部	学校教育課程	１２０人	２４０人	３６０人
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科 (３年次編入学)	１１０人	２２０人	３３０人
	計	１１０人	２２０人	３３５人
全学部		４，７４６人	４，９７６人	５，２１１人

収容定員	令和元年度	令和２年度	令和３年度
------	-------	-------	-------

教育学部	学校教育課程	480人	480人	480人
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	440人	440人	440人
	(3年次編入学)	10人	10人	10人
	計	450人	450人	450人
全学部		3,471人	4,093人	4,730人

収容定員		令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育学部	学校教育課程	480人	480人	480人
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	440人	440人	440人
	(3年次編入学)	10人	10人	10人
	計	450人	450人	450人
全学部		5,367人	5,364人	5,356人

収容定員		令和7年度	令和8年度	令和9年度
教育学部	学校教育課程	480人	480人	480人
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	440人	440人	440人
	(3年次編入学)	10人	10人	10人
	計	450人	450人	450人
全学部		5,348人	5,343人	5,338人

収容定員		令和10年度
教育学部	学校教育課程	480人
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	440人
	(3年次編入学)	10人
	計	450人
全学部		5,333人

3 文化教育学部は、改正後の規定にかかわらず、平成28年3月31日において現に文化教育学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成28年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 平成28年3月31日において現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月27日改正）

この学則は、平成29年9月27日から施行する。

附 則（平成３０年３月２８日改正）

この学則は，平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年２月２７日改正）

１ この学則は，平成３１年４月１日から施行する。

２ 令和元年度から令和１０年度までの理工学部理工学科，理工学部，農学部生物資源科学科，農学部及び全学部の収容定員は，改正後の第３条第２項の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

収容定員		令和元年度	令和２年度	令和３年度
理工学部	理工学科 (３年次編入学)	４８０人	９６０人	１，４４０人 １５人
	計	４８０人	９６０人	１，４５５人
農学部	生物資源科学科	１４５人	２９０人	４３５人
全学部		３，４７１人	４，０９３人	４，７３０人

収容定員		令和４年度	令和５年度	令和６年度
理工学部	理工学科 (３年次編入学)	１，９２０人 ３０人	１，９２０人 ３０人	１，９２０人 ３０人
	計	１，９５０人	１，９５０人	１，９５０人
農学部	生物資源科学科	５８０人	５８０人	５８０人
全学部		５，３６７人	５，３６４人	５，３５６人

収容定員		令和７年度	令和８年度	令和９年度
理工学部	理工学科 (３年次編入学)	１，９２０人 ３０人	１，９２０人 ３０人	１，９２０人 ３０人
	計	１，９５０人	１，９５０人	１，９５０人
農学部	生物資源科学科	５８０人	５８０人	５８０人
全学部		５，３４８人	５，３４３人	５，３３８人

収容定員		令和１０年度
理工学部	理工学科 (３年次編入学)	１，９２０人 ３０人
	計	１，９５０人
農学部	生物資源科学科	５８０人
全学部		５，３３３人

３ 改正後の第３条第２項及び別表の規定にかかわらず，平成３１年３月３１日において現に理工学部及び農学部に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に転入学，編入学又は再入学する者については，なお従前の例による。

附 則（平成３１年４月２４日改正）

この学則は，令和元年５月１日から施行する。

附 則（令和２年１月２２日改正）

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年２月２６日改正）

この学則は、令和２年２月２６日から施行し、令和元年８月１３日から適用する。

附 則（令和２年３月２５日改正）

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年９月２３日改正）

１ この学則は、令和２年９月２３日から施行する。

２ 佐賀大学学部入学者選抜試験に係る検定料に対する佐賀大学学則の特例措置に関する学則（平成２４年９月２６日制定）は廃止する。

附 則（令和３年１月１２日改正）

この学則は、令和３年１月１２日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和３年１２月２２日改正）

この学則は、令和３年１２月２２日から施行し、令和３年１０月２９日から適用する。

附 則（令和４年５月２６日改正）

この学則は、令和４年５月２６日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附 則（令和５年 月 日改正）

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

別表(第 3 7 条関係)

学 部	学科又は課程	教員免許状の種類	免許教科の種類
教育学部	学校教育課程	小学校教諭 1 種免許状	
		中学校教諭 1 種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭 1 種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，書道，保健体育，家庭，英語
		特別支援学校教諭 1 種免許状（知的障害者）（肢体不自由者）（病弱者）	
		幼稚園教諭 1 種免許状	
芸術地域デザイン学部	芸術地域デザイン学科	中学校教諭 1 種免許状	美術
		高等学校教諭 1 種免許状	美術，工芸
経済学部	経営学科	高等学校教諭 1 種免許状	商業
理工学部	理工学科	中学校教諭 1 種免許状	数学，理科
		高等学校教諭 1 種免許状	数学，理科，情報，工業
農学部	生物資源科学科	中学校教諭 1 種免許状	理科
		高等学校教諭 1 種免許状	理科，農業

佐賀大学学則改正案・現行対照表

改 正 案					現 行				
(学部) 第3条 (略) 2 前項の学部置く学科又は課程の入学定員，編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。					(学部) 第3条 (略) 2 前項の学部置く学科又は課程の入学定員，編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。				
学部	学科又は 課程	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員	学部	学科又は 課程	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
医学部	医学科	98人		588人	医学部	医学科	98人		588人
	看護学科	60人		240人		看護学科	60人		240人
	小 計	158人		828人		小 計	158人		828人
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
合 計		1, 273人	20人	5, 328人	合 計		1, 273人	20人	5, 328人
3 (略) 附 則 (平成21年3月19日改正) 1 この学則は，平成21年4月1日から施行する。 2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず，平成21年度から <u>令和5年度</u> までの医学部医学科，医学部及び全学部の入学定員は， 次の表のとおりとする。					3 (略) 附 則 (平成21年3月19日改正) 1 この学則は，平成21年4月1日から施行する。 2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず，平成21年度から <u>令和4年度</u> までの医学部医学科，医学部及び全学部の入学定員は， 次の表のとおりとする。				

入学定員	(略)	令和2年度～ 令和5年度		入学定員	(略)	令和2年度～ 令和4年度	
医学部医学科	(略)	103人		医学部医学科	(略)	103人	
医学部	(略)	163人		医学部	(略)	163人	
全学部	(略)	1,278人		全学部	(略)	1,278人	
3 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年度から令和10年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。				3 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年度から令和9年度までの医学部医学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。			
収容定員	(略)	令和5年度	令和6年度	収容定員	(略)	令和5年度	令和6年度
医学部医学科	(略)	624人	616人	医学部医学科	(略)	619人	611人
医学部	(略)	864人	856人	医学部	(略)	859人	851人
全学部	(略)	5,364人	5,356人	全学部	(略)	5,359人	5,351人
収容定員	令和7年度	令和8年度	令和9年度	収容定員	令和7年度	令和8年度	令和9年度
医学部医学科	608人	603人	598人	医学部医学科	603人	598人	593人
医学部	848人	843人	838人	医学部	843人	838人	833人
全学部	5,348人	5,343人	5,338人	全学部	5,343人	5,338人	5,333人
収容定員	令和10年度			収容定員	(新設)		
医学部医学科	593人			医学部医学科	(新設)		
医学部	833人			医学部	(新設)		
全学部	5,333人			全学部	(新設)		

附 則（平成２７年２月２７日改正）

- この学則は、平成２７年４月１日から施行する。
- 改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２７年度から令和１０年度までの医学部看護学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	(略)	令和５年度	令和６年度
医学部看護学科	(略)	２４０人	２４０人
医学部	(略)	<u>８６４人</u>	<u>８５６人</u>
全学部	(略)	<u>５，３６４人</u>	<u>５，３５６人</u>

収容定員	令和７年度	令和８年度	令和９年度
医学部看護学科	２４０人	２４０人	２４０人
医学部	<u>８４８人</u>	<u>８４３人</u>	<u>８３８人</u>
全学部	<u>５，３４８人</u>	<u>５，３４３人</u>	<u>５，３３８人</u>

収容定員	令和１０年度
医学部看護学科	２４０人
医学部	<u>８３３人</u>
全学部	<u>５，３３３人</u>

附 則（平成２７年２月２７日改正）

- この学則は、平成２７年４月１日から施行する。
- 改正後の第３条第２項の規定にかかわらず、平成２７年度から令和９年度までの医学部看護学科、医学部及び全学部の収容定員は、次の表のとおりとする。

収容定員	(略)	令和５年度	令和６年度
医学部看護学科	(略)	２４０人	２４０人
医学部	(略)	<u>８５９人</u>	<u>８５１人</u>
全学部	(略)	<u>５，３５９人</u>	<u>５，３５１人</u>

収容定員	令和７年度	令和８年度	令和９年度
医学部看護学科	２４０人	２４０人	２４０人
医学部	<u>８４３人</u>	<u>８３８人</u>	<u>８３３人</u>
全学部	<u>５，３４３人</u>	<u>５，３３８人</u>	<u>５，３３３人</u>

収容定員	(新設)
医学部看護学科	(新設)
医学部	(新設)
全学部	(新設)

附 則（平成２８年２月２４日改正）

- この学則は、平成２８年４月１日から施行する。
- 平成２８年度から令和１０年度までの教育学部学校教育課程，教育学部，芸術地域デザイン学部芸術地域デザイン学科，芸術地域デザイン学部及び全学部の収容定員は，改正後の第３条第２項の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

収容定員	(略)	令和５年度	令和６年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	(略)	<u>５，３６４人</u>	<u>５，３５６人</u>

収容定員	令和７年度	令和８年度	令和９年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	<u>５，３４８人</u>	<u>５，３４３人</u>	<u>５，３３８人</u>

収容定員	<u>令和１０年度</u>
(略)	(略)
全学部	<u>５，３３３人</u>

３～４ (略)

附 則（平成２８年２月２４日改正）

- この学則は、平成２８年４月１日から施行する。
- 平成２８年度から令和９年度までの教育学部学校教育課程，教育学部，芸術地域デザイン学部芸術地域デザイン学科，芸術地域デザイン学部及び全学部の収容定員は，改正後の第３条第２項の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

収容定員	(略)	令和５年度	令和６年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	(略)	<u>５，３５９人</u>	<u>５，３５１人</u>

収容定員	令和７年度	令和８年度	令和９年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	<u>５，３４３人</u>	<u>５，３３８人</u>	<u>５，３３３人</u>

収容定員	(新設)
(略)	(新設)
全学部	(新設)

３～４ (略)

附 則（平成 3 1 年 2 月 2 7 日改正）

- 1 この学則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度から令和 1 0 年度までの理工学部理工学科，理工学部，農学部生物資源科学科，農学部及び全学部の収容定員は，改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

収容定員	(略)	令和 5 年度	令和 6 年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	(略)	<u>5, 3 6 4 人</u>	<u>5, 3 5 6 人</u>

収容定員	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	<u>5, 3 4 8 人</u>	<u>5, 3 4 3 人</u>	<u>5, 3 3 8 人</u>

収容定員	<u>令和 1 0 年度</u>
(略)	(略)
全学部	<u>5, 3 3 3 人</u>

3 (略)

附 則（令和 年 月 日改正）

この学則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 2 月 2 7 日改正）

- 1 この学則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度から令和 9 年度までの理工学部理工学科，理工学部，農学部生物資源科学科，農学部及び全学部の収容定員は，改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

収容定員	(略)	令和 5 年度	令和 6 年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	(略)	<u>5, 3 5 9 人</u>	<u>5, 3 5 1 人</u>

収容定員	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
(略)	(略)	(略)	(略)
全学部	<u>5, 3 4 3 人</u>	<u>5, 3 3 8 人</u>	<u>5, 3 3 3 人</u>

収容定員	(新設)
(略)	(新設)
全学部	(新設)

3 (略)

学則変更の趣旨等を記載した書類

1 収容定員変更の内容

佐賀大学医学部医学科の入学定員については、平成 21 年度入試から「緊急医師確保対策」による平成 29 年度までを期限とした 2 名の臨時定員増及び「経済財政改革の基本方針 2008」による 3 名の恒久定員増を実施した。次に、平成 22 年度入試から「経済財政改革の基本方針 2009」による平成 31 年度までを期限とした 6 名の臨時定員増を実施した。続いて、平成 29 年度を期限とする「緊急医師確保対策」による 2 名の臨時定員について、平成 31 年度を期限とする臨時定員増を再度実施した。その後、平成 31 年度を期限とするこれらの臨時定員の終了に伴い、令和 2 年度入試から「経済財政運営と改革の基本方針 2018」及び「令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」による令和 4 年度を期限とした 5 名の臨時定員増を実施した。

令和 5 年度入試は、「地域の医師確保等の観点からの令和 5 年度医学部入学定員の増加について」を受けて、令和 5 年度を期限とした 5 名の臨時定員増を実施し、入学定員を 103 名に変更する。

これにあわせて、収容定員についても、令和 5 年度までの期限を付した臨時の入学定員増を踏まえ、再度の定員増を行わなかった場合の 619 名から 624 名に変更する。

2 収容定員変更の必要性

佐賀県では、全国に比べて人員数が不足している特定の診療科の医療提供体制強化のため、医師の確保が必要となっているほか、医師少数区域・医師少数スポットにおける医療提供のための医師確保が必要である（資料 1）。長崎県においても、本土部と離島の医師数の格差が生じており（資料 2）、佐賀県と同様の状況にある。

このような状況を踏まえ、本学では平成 17 年度入試から推薦入学の地域枠（8 名）を、さらに平成 20 年度入試から「佐賀県推薦入学特別入試（2 名）」を導入した。「佐賀県推薦入学特別入試」では、卒業後は県内の基幹型臨床研修病院において 2 年間の臨床研修を行い、その後 6 年間は県が指定する県内の医療機関において、医療活動に従事することを確約させていた。そのうち佐賀県が貸与する修学資金（佐賀県医師修学資金）を利用した者は、一定期間県内の公的病院等の小児科、産科、救急科又は麻酔科で勤務した場合には返還を免除する等の制度を設けていた。

さらに、平成 21 年度入試では「緊急医師確保対策」に基づき佐賀県から入学定員増の要請があったことを受けて、佐賀県及び本学の関係者で構成する「佐賀県における緊急医師確保対策協議会」を設置して協議を行い、増員した 2 名の入学定員を「佐賀県推薦入学特別入試」枠に充てて学生を受け入れていた。平成 22 年度入試では「新成長戦略」に基づき、佐賀県及び長崎県からの要請を受け、入学定員を 6 名増員し「推薦入試」で、平成 25 年度入

試からは増員した 6 名の入学定員を新設した「推薦入試Ⅱ（佐賀県枠（5 名）、長崎県枠（1 名））」に充て、学生を受け入れていた。推薦入試Ⅱの佐賀県枠は「佐賀県医師修学資金」貸与を入学後手上げ方式で行い、卒業後は佐賀県内の基幹型臨床研修病院において初期臨床研修（2 年）を行うことを確約させ、長崎県枠は、入学後に長崎県の修学資金（長崎県医学修学資金）の貸与を受け、卒業後は長崎県が指定する県内の医療機関において、医療活動に従事することを確約させていた。

しかし、「推薦入試Ⅱ 佐賀県枠（5 名）」の佐賀県医師修学資金の貸与状況が芳しくない旨の指摘があり、本学では「推薦入試Ⅱ 佐賀県枠（5 名）」と「佐賀県推薦入学特別入試（2 名）」を統合し、新たに佐賀県医師修学資金の貸与を義務付ける「佐賀県推薦入学特別入試」を実施するよう入試改革に取り組んだ。その結果、令和 2 年度入試からは、「推薦入試Ⅱ 佐賀県枠」の 5 名を廃止し、「佐賀県推薦入学特別入試」を 4 名に増員した。また、「佐賀県推薦入学特別入試」の入学者には、①「佐賀県医師修学資金」の貸与を 6 年間受けること、②キャリア形成プログラムに同意すること、③キャリア形成プログラムに基づき、高度急性期機能の需要増加に対処するための医師（内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科及び救急科）、総合的な診療能力を有する医師（総合内科及び総合診療科）等として、佐賀県が指定する佐賀県内の医療機関で診療に従事することを新たに義務として課した。

令和 4 年度時点では、平成 25 年度入学の入学者が後期研修 2 年目の段階であり、佐賀県及び長崎県内への医師の定着、地域間・診療科間で偏在する医師の確保並びに医師不足改善への効果等の検証が十分ではなく、地域的また診療科ごとの医師の偏在は解消されていない状況である。よってこの制度による医師確保の取組は今後も必要であると考え、佐賀県及び長崎県とも協議し、両県の地域医療対策協議会の議論を踏まえつつ、引き続きこの制度を実施することで合意している。

(資料 1) 医師偏在指標の積算数値

佐賀県の医師偏在指標の積算数値（令和元年12月12日付け厚生労働省通知）

- 令和元年12月12日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知における、佐賀県及び県内二次医療圏の医師偏在指標及び積算数値は以下のとおり。
- 医師少数区域水準の二次医療圏は「東部医療圏」及び「西部医療圏」である。
- 東部医療圏の入院患者の流入が多く、医療需要が大きい。これは、福岡県からの療養病床及び精神科病床への入院患者が多いことによるもの。

圏域名 全国順位	医師偏在 指標 a/b*c	医療施設従事医師数			人口 2018年1 月1日時 点人口 (10万 人) b	標準化受 療率比c	地域の期 待受療率 比	医療需要		流入		目標 医師数	参考
		標準化 医師数 (人) a	医療施設 従事医師 数 (人)	労働時間 調整係数				入院医療 需要 (人)	無床診療 所医療需 要 (人)	入院患者 流出入調 整係数	無床診療 所患者流 出入調整 係数		
多 佐賀県 11/47	259.7	2,305.1	2,292	1.006	8.33	1.07	1,653.88	9,393	4,388	1.033	0.969	1,794	275
多 中部 10/335	366.3	1,325.3	1,294	1.024	3.47	1.04	1,617.77	3,737	1,881	1.022	1.013	556	373
少 東部 268/335	147.3	209.4	222	0.943	1.26	1.13	1,755.20	1,636	572	1.333	0.875	230	177
多 北部 88/335	213.6	277.1	277	1.000	1.30	1.00	1,555.62	1,332	683	0.895	0.947	190	214
少 西部 247/335	154.2	113.9	120	0.949	0.76	0.97	1,509.74	742	405	0.846	0.956	108	158
多 南部 82/335	221.9	379.4	379	1.001	1.55	1.10	1,715.53	1,848	806	1.000	0.924	251	245

(参考) 全国の期待受療率 1,552.78

8

(資料 2) 医療圏域別の医師数

【表】各医療圏の医師数（無職等を除く）の比較（単位：人・増減率は％）

	平成30年		平成28年		医師数		人口10万人比	
	医師数	人口 10万人比	医師数	人口 10万人比	増減数	増減率	増減数	増減率
全国	324,737	256.8	317,162	249.9	7,575	2.4	6.9	2.8
県計	4,284	319.5	4,204	307.5	80	1.9	12.0	3.9
長崎	2,196	426.4	2,169	411.6	27	1.2	14.8	3.6
佐世保県北	776	245.6	750	232.9	26	3.5	12.7	5.5
県央	849	319.2	833	312.0	16	1.9	7.2	2.3
県南	253	194.6	252	188.1	1	0.4	6.5	3.5
(本土部)	4,074	332.0	4,004	320.3	70	1.7	11.7	3.7
五島	78	222.9	73	197.3	5	6.8	25.6	13.0
上五島	33	157.1	31	140.9	2	6.5	16.2	11.5
壱岐	43	165.4	45	166.7	▲2	▲4.4	▲1.3	▲0.8
対馬	56	186.7	51	164.5	5	9.8	22.2	13.5
(離島部)	210	187.5	200	170.9	10	5.0	16.6	9.7

※出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計（調査）」

医療圏域ごとの人口 10 万人比の医師数（無職等を除く）をみると、医師数が最も多い地域は「長崎圏域」の 426.4 人で、前回調査〔411.6 人〕に比べ、14.8 人、3.6 ポイント増加している。また、最も少ない地域は「上五島圏域」の 157.1 人で、前回調査〔140.9 人〕に比べ、

16.2人、11.5ポイント増加している。

本土部と離島部の医療圏域の人口10万人比の医師数（無職等を除く）をみると、「本土部」は332.0人で、前回調査〔320.3人〕に比べ、11.7人、3.7ポイント増加し、「離島部」は187.5人で、前回調査〔170.9人〕に比べ、16.6人、9.7ポイント増加している。医師数と本土部と離島の格差をみると、1.77倍であり、前回調査の1.87倍からは減少している。

3 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

（1） 現行の取組

現行カリキュラム（令和2年度から一部改正）において、次のような地域医療に関する教育をすでに行っているため、大幅なカリキュラム改定の必要はないが、教育内容についてはさらに工夫・充実させることとする。

地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要

学 年	科 目 等 名	授 業 場 所	教 育 内 容
1～ 2	医療入門Ⅰ	佐賀大学医学部 佐賀大学医学部附属病院 国立病院機構東佐賀病院 ひなた村自然塾(保育所) 地域医療機能推進機構佐賀中部病院	医療入門の一環として実施し、医の倫理についての基本的考え方を身につけさせるとともに、患者付添い実習を実施し、地域医療の現場を見学させ、学習の動機付けとする。
	医療入門Ⅱ	佐賀大学医学部 佐賀大学医学部附属病院	1年次から2年次まで継続したカリキュラムで実施し、早期臨床現場体験、医療体験実習などで、地域医療に密着した急性期医療現場で、さまざまな職種の業務がどのように行われているかを体験し理解させる。
3～ 4	地域医療 救急・麻酔	佐賀大学医学部	「地域医療」「救急・麻酔」の中で、介護と在宅医療や地域医療連携について学ぶ。
4	社会医学・医療社会 法制	佐賀大学医学部 佐賀市環境センター 佐賀市廃棄物最終処分場	「社会医学」の中で、プライマリヘルスケア、地域保健医療計画、衛生行政、保健所活動等の地域保健について学ぶ。
5～ 6	救急車同乗実習	佐賀広域消防局佐賀消防署	救命救急センター実習の一環として、佐賀消防署が行っている救急業務の実態を見学し、救急現場での初期対応を学

			び、佐賀市における救急患者受入れ状況を通し地域医療の現状を学ぶ。
	臨床実習(小児科)	佐賀大学医学部附属病院 国立病院機構佐賀病院 佐賀県医療センター好生館 国立病院機構嬉野医療センター	各診療科実習において、本学附属病院での実習の他に、地域の基幹病院等においても実習を行い、地域医療の現場を学ばせる。
	臨床実習(一般・消化器外科)	佐賀大学医学部附属病院 佐賀県医療センター好生館	
	臨床実習(精神科)	佐賀大学医学部附属病院 国立病院機構肥前精神医療センター	
	臨床実習(産科婦人科)	佐賀大学医学部附属病院 国立病院機構佐賀病院 佐賀県医療センター好生館 高木病院	
	臨床実習(麻酔科)	佐賀大学医学部附属病院 国立病院機構嬉野医療センター	
5 ～ 6	関連教育病院実習	佐賀県医療センター好生館	地域の中核病院で遂行されている第一線の医療を体験し、地域医療の特徴や住民のニーズを知るとともに、大学病院との医療連携について学ぶ。
	地域医療実習	地域密着型医療機関・クリニック 池田内科・消化器科、三瀬診療所、七山診療所、SAGA なんでも相談クリニック、百武整形外科・スポーツクリニック、さかえまち整形外科、矢ヶ部医院、町立太良病院、ぶどうの木クリニック 地域中核病院 国立病院機構佐賀病院、佐賀市立富士大和温泉病院、ひらまつ病院、唐津市民病院きたはた、織田病院、国立病院機構嬉野医療センター、伊万里有田共立病院、今村病院	一般外来診療だけではなく、訪問診療や訪問看護も含め、地域の医院、診療所等で実際に行われている第一線の医療を体験し、地域医療の特徴や地域医療に対する住民のニーズを知るとともに、大学病院等における専門診療との連携のあり方について学ぶ。

	基礎系・臨床系選択 科目「在宅医療・在宅 ケア実習」	ひらまつ病院 ひらまつ在宅療養支援診療所	地域医療の中核であるひらまつ病院に おいて、訪問診療に同行し、在宅医療を 体験し、訪問診療の実践を学ぶ。
	基礎系・臨床系選択 科目「地域包括ケア 実習」	織田病院 ゆうあいビレッジ ケアコートゆうあい 訪問看護ステーションゆうあい	地域の急性期病院の救急・入院から在 宅医療に至る医療の流れを体験し、ケア マネージャーのケアプランのもと、訪問 看護、訪問介護、通所系サービス、ショ ートステイ等の介護保険サービスが地域 包括ケアシステムの完成に向け、地域で どのように実践されているかを学ぶ。
	基礎系・臨床系選択 科目「地域家庭医療 実習」	唐津市民病院きたはた 唐津市民病院きたはた訪問看護 特別養護老人ホームちぐさの 北波多総合保健センター	地域の病院においては外来、特別養護 老人ホーム等においては訪問診療、訪 問看護、ケアマネージャー研修やヘルパ ー研修などの地域連携研修を体験し、 地域における家庭医療の実践を学ぶ。
1～ 6	地域枠入学生特別 プログラム「佐賀県 内基幹病院・中核病 院実習」	佐賀大学医学部附属病院、佐賀県医療 センター好生館、国立病院機構佐賀病 院、国立病院機構嬉野医療センター、唐 津赤十字病院 外	将来、佐賀県の医療を担う医師の育成 のために、医学科1年次に県内の地域 医療の現状、地域医療に対する住民の ニーズを知り、大学病院等における専門 診療との連携のあり方について学ぶ。
	地域枠入学生 特別プログラム 「地域医療セミナー」	佐賀大学医学部附属病院地域医療支援 センター、 佐賀大学医学部附属病院 外	将来、佐賀県の医療を担う医師の育成 のために、国内及び佐賀県内における 地域医療の現状や住民のニーズ、地域 医療に関する諸問題についての知識を 獲得し、医師に必要とされるヘルスプロ モーションなどの社会的貢献について学 ぶ。
	地域枠入学生 特別プログラム 「夏期地域医療実 習」	唐津市馬渡島診療所、 小川島診療所、 加唐島診療所、 佐賀市三瀬診療所、 唐津赤十字病院 外	佐賀県の地域医療や様々な医療体制を 学び、将来佐賀県で働く学生同士や地 域で働く医療者等との交流によって、地 域医療へのモチベーション強化を図る。

（２） 今後行う取組

佐賀県では、地域枠入学生特別プログラムとして、通常のカリキュラムに加えて「佐賀県内基幹病院・中核病院実習」、「地域医療セミナー」、「夏期地域医療実習」を設け、将来、佐賀県の医療を担う医師の育成のために、医学部教育の早期から県内医療者との交流を図るとともに、佐賀県での地域医療の実際や抱える諸問題等について学ぶことで、地域医療に従事する医師の役割及び責任についての認識を深めることができるようにしてきた。

さらに、医師を志す佐賀県内の高校生を対象にした高大接続事業として「医療人へのとびら」を実施し、医師の仕事の実務や医学部での学びについて知ってもらい、佐賀県内からの志願者、入学者の確保の取組を行っている。

令和３年４月には、佐賀県内の医師・学生への総合的・継続的な教育・就業支援を行い、県内の医師の定着につなげることを目的として、佐賀県の委託事業として県内唯一の医育大学である本学に「佐賀県医師育成・定着支援センター」を設置した。学生・地域枠臨床研修医との個別面談や、セミナー（高校訪問型説明会、会場型説明会）の開催等を通して、佐賀県に根ざし活躍する医師の育成を目指している。令和４年４月からは、「佐賀県医師・医学生キャリア支援サイト」を開設し、佐賀県で医師を目指す者に対して、広く情報発信を行っている。

長崎県では、地域枠入学生を対象に、離島医療への意欲向上や認識を深めるため、毎夏２泊３日行程で離島地区にて小グループでの討論・発表を行う「夏季研修（サマーワークショップ）」や県養成医師の講演や意見交換を行う「冬季研修（ウィンターミーティング）」を実施している。研修以外でも、３～５年生を対象に、県養成医師が勤務する病院企業団の病院等を見学するための旅費の助成を行い、学生が将来勤務する病院を見学しやすくする取組や離島・へき地等の病院に勤務する医師、看護師、医療技術者が一堂に会し、種々の医療上の問題点を調査研究した成果等を発表する場である「長崎県地域医療研究会」に学生を参加させることで地域医療への理解を深めるような取組を行っている。

大学名	国公立
佐賀大学	国立

1. 現在(令和4年度)の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
103	0	0	627

↑
(収容定員計算用)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
(ア)入学定員	106	106	106	103	103	103	627
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	106	106	106	103	103	103	627

2. 本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和5年度の入学定員(編入学定員)及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
98	0	0	588

↑
(収容定員計算用)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
(ア)入学定員	98	98	98	98	98	98	588
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	98	98	98	98	98	98	588
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

3. 令和5年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
103	0	0	593

↑
(収容定員計算用)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計
(ア)入学定員	103	98	98	98	98	98	593
(イ)2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
(ウ)3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	103	98	98	98	98	98	593
(臨時的な措置で減員した場合、その人数)							

増員希望人数 5

↑
(内訳)

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増(地域枠)	5
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増(研究医枠)	0
計	5

1. 地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数	5
--------	---

(1) 対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	佐賀県	4
	長崎県	1
大学所在地以外の都道府県		
計		5

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(2) 修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R3地域枠定員 (※1)	R3貸与者数 (※2)	R4地域枠定員 (※1)	R4貸与者数 (※2)	R3とR4の貸与 者数のうち多い 方の数
佐賀県	4	4	4	4	4
長崎県	1	1	1	0	1
					0
					0
					0
					0
計	5	5	5	4	5

(※1)臨時定員分のみご記入ください。

(※2)恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

(3)令和5年度地域の医師確保のための入学定員増について

1. 大学が講ずる措置
1－1. 地域枠学生の選抜

①令和3年度に実施した地域枠学生(令和4年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
佐賀県推薦入学特別入試	(iv)その他※備考欄に詳細を記入	別枠(先行型)	4	4	1.佐賀県による第一次選考 調査書、所信書及び個別面接の結果を総合的に判断する。 2.佐賀大学による第二次選考 佐賀県からの推薦を受けた者に対し、小論文を課し、面接を行い、大学入学共通テストの成績及び佐賀県からの推薦理由等を総合的に判断して合格者を決定する。	(1)佐賀県が責任をもって推薦できる者(佐賀県による第一次選考合格者) (2)病める人の気持ちが理解できるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、佐賀県内での医療活動に従事し、県民の健康と福祉の増進に寄与する医師となることを目指す者 (3)高等学校を2022年3月に卒業見込みの者若しくは2019年4月以降に卒業を認められた者、又は、高等専門学校第3学年を2022年3月修了見込みの者若しくは2019年4月以降に修了した者で、いずれも高等学校等における調査書の学習成績概評がA段階に属する者(高等学校には、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む) (4)最終合格者は、必ず佐賀大学医学部に入学し、入学後は、「佐賀県医師	H21以前	佐賀県が行う第1次選考を経て、佐賀県の推薦により佐賀大学医学部による第2次選考を受験する。
学校推薦型選抜Ⅱ(長崎県枠)	(i)学校推薦型選抜	別枠(先行型)	1	1	大学入学共通テストの成績、小論文、面接、高等学校長の推薦書、調査書等を総合して合格者を決定する。なお、入学志願者が、募集人員の約10倍を上回り、試験を適切に行うことが困難であると予想される場合には、書類(調査書、高等学校長の推薦書、自己推薦書)による第一次選考を実施することがある。	(1)次の各号のすべてに該当する者で、高等学校長が責任をもって推薦できる者 ①高等学校における学習成績が優秀で、調査書の学習成績概評がA 段階に属する者 ②病める人の気持ちが理解できるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、長崎県内の地域医療に貢献したいという強い意思を有する者 ③高等学校を2022年3月に卒業見込みの者又は2020年4月以降に卒業を認められた者で、次のいずれかに該当する者 1)長崎県内の小学校又は中学校を卒業した者 2)長崎県内の高等学校を卒業又は卒業見込みの者	H26	
合計			5	5				

(※1)貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②令和4年度に実施する地域枠学生(令和5年入学)の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行っている場合には、それぞれご記入ください。
また、参考としてPRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法(※1)	出願要件(※1)	開始年度	備考
				うち臨時定員分				
佐賀県推薦入学特別選抜	(iv)その他※備考欄に詳細を記入	別枠(先行型)	4	4	1.佐賀県による第一次選考 調査書、所信書及び個別面接の結果を総合的に判断する。 2.佐賀大学による第二次選考 佐賀県からの推薦を受けた者に対し、小論文を課し、面接を行い、大学入学共通テストの成績及び佐賀県からの推薦理由等を総合的に判断して合格者を決定する。	(1)佐賀県が責任をもって推薦できる者(佐賀県による第一次選考合格者) (2)病める人の気持ちが理解できるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、佐賀県内での医療活動に従事し、県民の健康と福祉の増進に寄与する医師となることを目指す者 (3)高等学校を2023年3月に卒業見込みの者若しくは2020年4月以降に卒業を認められた者、又は、高等専門学校第3学年を2023年3月修了見込みの者若しくは2020年4月以降に修了した者で、いずれも高等学校等における調査書の学習成績概評がA段階に属する者(高等学校には、中等教育学校及び特別支援学校の高等部を含む) (4)最終合格者は、必ず佐賀大学医学部に入学し、入学後は、「佐賀県医師修学資金」の貸与を6年間受けること及びキャリア形成プログラム(佐賀県が策	H21以前	佐賀県が行う第1次選考を経て、佐賀県の推薦により佐賀大学医学部による第2次選考を受験する。
学校推薦型選抜Ⅱ(長崎県枠)	(i)学校推薦型選抜	別枠(先行型)	1	1	大学入学共通テストの成績、小論文、面接、高等学校長の推薦書、調査書等を総合して合格者を決定する。	(1)次の各号のすべてに該当する者で、高等学校長が責任をもって推薦できる者 ①高等学校における学習成績が優秀で、調査書の学習成績概評がA 段階に属する者 ②病める人の気持ちが理解できるような思いやりのある温かい心を持ち、将来、長崎県内の地域医療に貢献したいという強い意思を有する者 ③高等学校を2023年3月に卒業見込みの者又は2021年4月以降に卒業を認められた者で、次のいずれかに該当する者 1)長崎県内の小学校又は中学校を卒業した者 2)長崎県内の高等学校を卒業又は卒業見込みの者 ④入学後は「長崎県医学修学資金」の貸与を受け、大学卒業後は長崎県が指	H26	
合計			5	5				

(※1) 貴大学において、PRのために作成した文書(リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等)に記載の内容(貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容)をご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

1－2. 教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要(令和5年度)について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

「地域枠入学生特別プログラム」を実施しており、1年次には佐賀県内基幹病院・中核病院の実習を行い、佐賀県内の地域医療の現状、住民のニーズを知り、早期からの県内医療者との仲間づくりや医学修学へのモチベーションの強化を図っている。またプログラムの一環として、1～4年次を対象に「夏期地域医療実習」や1～6年次を対象に「地域医療セミナー」を実施している。キャリア支援としては5～6年次に今後のキャリア選択のための初期研修に関する説明会を開催している。

(参考:記入例)
1～2年次には、「〇〇」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。またキャリア支援として□□を実施している。令和4年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②(過去に地域枠を設定したことがある場合)これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成20年度から佐賀県推薦入学特別入試を開始した。平成21年度からは、地域枠の増員により佐賀県推薦入学特別入試を行い、平成22年度からは一般入試に佐賀県奨学金枠と長崎県奨学金枠を設定した。平成25年度入試から推薦入試Ⅱ佐賀県枠を、平成26年度入試から推薦入試Ⅱ長崎県枠を開始した。これらの地域枠から34名が地域医療に貢献している。

(参考:記入例)
平成〇年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。令和4年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容(正規科目)について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者 (※1)	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1年次	佐賀県内基幹病院・中核病院実	全員	選択	選択	実習	1	H25
1～6年次	地域医療セミナー	全員	選択	選択	講義	0.1	H26
1～4年次	夏期地域医療実習	全員	選択	選択	実習	0.6	H28

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。(地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずそのままにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者 (※1)	都道府県との連携	期間 (例:○週間)	プログラムの概要(1～2行程度)	開始年度

(※1)対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。(令和4年度以前から継続する取組を含む)(1～2行程度)

取組の名称	取組の概要(1～2行程度)	開始年度

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

2. 都道府県等との連携

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平成元年法律第64号)第4条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定 主体	貸与人数	貸与対象	貸与額 (例:200,000)		返還免除要件	選抜方法		診療科の限定 の有無	(診療科の限定がある場合) その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無(※1)			
佐賀県	4	新入生	1年次 125,833 2～6年次 102,333	7,650,000	修学資金等の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間(1年未満切上げ)を必要勤務期間とし、県内の公的病院等の総合診療科・内科・小児科・外科・産婦人科・脳神経外科・麻酔科・救急科等で業務に従事すること。	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	×	○	総合診療科、内科、小児科、外科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科、救急科	
長崎県	1	新入生	1年次 138,150 2年次 114,650 3～6年次 131,316	9,336,800	医師免許取得後の一定期間(貸与期間の1.5倍)長崎県病院企業団等に勤務し、その期間の2分の1以上を離島に勤務すること。	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	×	○	内科、外科、小児科、産婦人科、整形外科、総合診療科	

(※1)○の場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。（例：在学中の学生に対する都道府県と連携した相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
高校訪問「医“志”を知るセミナー」	県の担当者と大学の教員が、医学部医学科への志願者の多い県内の高校を訪問し、進学セミナーを行っている。	R2
医師育成・定着支援センターの設置	県の委託事業として大学内にセンターを設置し、専任の教員が県と連携して、医師・学生への総合的・継続的な教育・就業支援を行っている。	R3

※空欄がある場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

3. その他

1～2に記入したもの以外で、その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。（1～3行程度）
特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組み予定がありましたら、ご記入ください。

学生確保の見通し及び定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

佐賀大学における入学志願者等の実績（過去 5 年）は以下のとおりである。

入学志願者数及び入学者数（医学部医学科）

年度	入学定員	入学志願者数	入学者数	県内入学者数 (%)
平成 30 年度	106 人	719 人	106 人	32 人 (30%)
平成 31 年度		606 人		31 人 (29%)
令和 2 年度	103 人	632 人	103 人	29 人 (28%)
令和 3 年度		618 人		27 人 (26%)
令和 4 年度		576 人	102 人	25 人 (25%)

令和 4 年度の入学者数が 1 人不足しているのは、学校推薦型選抜Ⅱ長崎県枠（募集人員 1 人）の受験者全員が本学部の定める共通テストの得点基準を満たせず、合格者を出せなかったためである。これについては、共通テストの難化による平均点低下が原因と考えられる。なお、長崎県枠は地域枠であるため、確保できなかった募集人員を別枠に振り替えて補充することは認められていない。

また、長崎県枠の志願者数は、例年 2～3 人と少数であるため、長崎県内で行われる進学説明会への参加や、長崎県内の高校への募集要項送付等を行い、志願者数増加を図る予定である。

過去 5 年の入学志願者数を見ても、志願倍率は十分確保されており、上記の通り長崎県枠の広報活動に力を入れることで、入学定員は充足できる見込みである。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	コダマ ヒロアキ 兒玉 浩明 ＜令和元年10月＞		博士		国立大学法人佐賀大学長 (令和元年10月～令和5年9月)

（注） 高等専門学校にあっては校長について記入すること。